ISSN 0289－2383

世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第27号

1989年10月

世界の児童と母性

海外福祉情報／第27号／1989年10月

contents

特集◆　変容する家庭と子どもの危機〔I〕

ひとこと――福田垂穂……1
児童相談所から見た子育ての問題――上出弘之……2
ひとり親家庭の生活課題とセルフ・ヘルプ活動――山崎美貴子……8
性虐待(Sexual abuse)と社会――奥山眞紀子……13
日本における家庭の変容と対応――古川孝順……18
養護施設の現場の目を通して――高橋利一……23
子どもの食生活にみる家族機能――水野清子……29
日本の家庭児童相談活動――宮森育子・稲毛裕子……34
アメリカの保育問題――渋谷百合……39
データでみる家庭と子ども……44

児童福祉に性教育を――浅井春夫……46

ベッドバグ・ベンジーと大通りでの奇跡――ピーター・タソン……51

国際児童虐待防止会議に参加して――田村健二……56

チルドレンズ・ミュージアム――太宰久夫……60

編集後記――後藤和彦……65

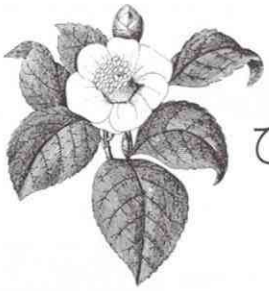

ひとこと

飢えて、戦災孤児といっしょに、廃墟の中をさまよった自分の姿を、昨日のように思う。変わった。すべてが変わった。町は美しくなった。人の装いは華やかになった。あの頃の私たちが夢想だにしなかったように。

しかしもっとも変わったのは日本の家庭と家族の人間関係ではなかったろうか。先日終わった朝のテレビドラマ「青春家族」に描かれていたのは、全く新しい「友達家族」「パートナー家族」の姿だった。夫婦は大学紛争時代のスクールメイト。夫婦と母娘、父子息はそれぞれパートナーの関係。でもこれはうまくいっている例だ。

全般に希薄化し自己中心的になった人間関係が、家族の絆さえもろくて崩れ易いものに変えてしまった。こうした状況が集約的に現れているのが、児童相談や養護施設の今日の姿であろう。

国外国内の双方に目を向けながら、27号と28号を続けて「変容する家庭と子どもの危機」のテーマの下に特集を組んでみることにした。

11月には、国連の児童人権条約も成立の予定である。「子どもの危機」を生み出したわれわれ大人の責任を痛感しながら熟読していただきたい。

編集委員長・福田垂穂

特集

変容する家庭と子どもの危機〔I〕

児童相談所から見た子育ての問題

東京都児童相談センター所長 上出弘之（かみいで ひろゆき）

はじめに

戦後40年余りが過ぎたが、この間、わが国の家族や家庭の様相は極めて大きな変貌を遂げてきた。一番の基礎には、戦後の家族制度そのものの見直し、法改正があるといえようが、さらに経済の高度成長、学歴重視や都市化の進行、そして寿命の延長といった背景の下に、家族・家庭のあり方にさまざまな変化が起こり、これが現在にまで及んでいるといえよう。

構造的な変化としては、核家族化や小家族化が挙げられ、高齢者世帯の著しい増加とともに、離婚率の増加に示されるような家庭の脆弱性が増していることが指摘される。また地域の中で孤立する家庭がふえ、自然のみでなく、コミュニティーも今や崩壊されようとしている。

これらの家族・家庭の変貌は、家族の一員に子どもがいる場合、その子どもの生活や発達に極めて大きく作用する。家庭機能の1つとして、まさに子育て機能があるからである。本稿では、これらの家族・家庭の変化が子どもたちにどのような影響を与えているかについて、児童相談所での経験をもとにして考えてみることとする。一般家庭での子どもたちが有する多くの問題は、児童相談所への相談事例の形で具象化されることが少なくないと考えられるからである。

児童相談所における相談の推移

ここ10年ほどの間に、東京都の児童相談所でうけつけた相談件数とその人口比率を相談分類別に見たものが表1である。

表に見るように、昭和62年度の総件数は昭和52年度より3,000件も少なくなっている。しかしこの間の児童人口の減少（昭和52年度294万、62年度247万）を考慮し、人口比すなわち発生率として計算すると人口1,000対5.29→5.04と、それほどの減少ではないといえる。表には示していないが、年齢層ごとに発生率を算出すると乳幼児層での減少が大きいのに対し、中学年齢以上では、発生率はむしろ高まっていることが知られている。

表1での相談分類別での推移を見ると、養護相談では件数・率とも減少が明らかなのに対し、障害相談ではともに増加、非行相談は昭和57年度（表にはないがピークは昭和56年度）に増加の山が見られる

が、昭和62年度は52年度とほぼ同率、育成相談は率の上では増加していることが見出せよう（育成相談の内でも、性向相談は件数・率ともかなり著しい増加を示している）。

このうち障害相談の増加は、障害児そのものの増加を意味するものではなく、障害児への福祉施策の充実に由来するものと考えられるのに対し、育成相談、なかんずく性向相談の増加は、家庭・家族の変化とかなり密接に結びつくものと考えられる。性向相談とは登校拒否に代表されるさまざまの性格・行動上の問題の称であり、それらの問題発生には、家庭における人間関係の歪みやもつれ、親の養育態度や子ども自身の欲求不満などが絡まり合っていることが知られており、まさに家庭の子育て機能との関連が深いと考えられるからである。

家庭の養育機能の破たんと直接関わる相談として養護相談がある。家庭での養育が困難となり、家庭に代わって養育をという形で寄せられる相談が大多数を占めている。

養護相談全体としての傾向は前記したようにほぼ減少の一途といえる。しかし表2で示したように、養護相談をさらに細かく内容別に検討すると、親の死亡や傷病、また家出や離婚などは、件数・率とも経年的には減少を続けている（この理由も児童の年齢構成の変化――乳幼児層人口の激減にあるといえよう）のに対し、被虐待児と家族環境の2つは、件数・率とも明らかに上昇していることが注目される。

ここで被虐待児とは、保護者などから身体的な暴行や性的暴行を受けているものであり、家庭環境にはそのすべてではないが、保護者などの養育監護能力の弱い場合や保護の怠慢・拒否が明らかな場合が含まれている。すなわち広義では虐待とみなしうるものであり、まさに家庭における養育機能の不適切さ・弱さに由来しているとみなしうるものである。

全国児童相談所長会が昨昭和63年度（4月～9月）に行った被虐待児童の調査では、全国で1,039件、都のみで129件の報告があった。児童人口比にすると全国では1年間で10万対6.6人であるのに対し、東京都を含む政令指定都市では9.8人、東京都だけを抽出すると10.5人となり、都市部でこれら虐待が多いと

表1　東京都児童相談所における相談件数及び人口比率の推移――相談分類別

	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	育成相談の内性向相談（再掲）	総件数
昭52	3,614(1.23)	4,518(1.54)	1,615(0.55)	2,300(0.78)	1,122(0.38)	15,534(5.29)
57	3,299(1.20)	4,671(1.68)	2,293(0.84)	2,297(0.84)	1,558(0.57)	13,664(4.99)
62	2,757(1.12)	4,722(1.91)	1,336(0.54)	2,245(0.91)	1,621(0.66)	12,422(5.04)

＊(　)内は人口1,000対の比率　＊総件数には上記4相談以外のものも含まれているので、合計は一致しない。

いうデータがえられている。冒頭に記した都市化が家庭・家族の変貌に、そして子育て機能にも影響を与えていることを窺わさせよう。

以上は児童相談所の相談統計に現われた最近の家族・家庭の変化であるが、要約すれば、性向相談の増加と、養護相談中虐待に関わる相談の増加ということになろう。前者は家庭養育機能からいえば不適切といえようし、後者はまさに弱化によるものと考えられる。また親子関係という観点では歪みと薄さということになろう。これらは一般の家庭での子育てとは、かなり離れた子育てとみられるかもしれないが、程度の差こそあれ、これらの特徴は、現代の家庭・家族に共通した特徴として一般化すべきものと考えるものである。

家庭養育機能変化をもたらした背景

「はじめに」にも述べたように、現代の家族・家庭の変化には、さまざまな要因がそれぞれに関わりをもち、作用してきている。ここでは特に家庭での子どもに焦点を当て、子育て機能を変化させる上でどのような要因が強く働いたかを考えることとする。

まずは、家庭内での子育て機能を、親自身が学んでいないことを挙げるべきであろう。現代の子どもたちを育てている親たち、恐らくは20代から30代ということになると、その親たち自身が、出生率が下がり、少子化した家族の中で育っているといわなければならない。となると、かつての三世代・大家族時代には、日常的に伝承されていた子育ての経験をしないまま、独立して世帯をもち、子どもを産み育てることを果たさねばならなくなる。

子育てについてのノウハウは、親からの学びではなく、自らの努力で学ぶこととなる。しかもかつてのように、地域におけるコミュニティーが成立していれば、核家族化や家庭での少子化があったとしても子育てについてのノウハウを得るのに、それほど苦労はなかったであろう。

表2 東京都児童相談所における養護相談件数及び人口比率の推移——相談内容別

	棄児置去り	迷子	被虐待児	家出	死亡	傷病	離婚	出産	就労	拘留	家族環境	その他
昭52	41 (0.14)	—	—	580 (1.98)	93 (0.32)	1,256 (4.28)	502 (1.71)	—	—	—	221 (0.75)	925 (3.15)
57	73 (0.27)	120 (0.44)	66 (0.24)	439 (1.60)	96 (0.35)	1,009 (3.68)	274 (1.00)	370 (1.35)	209 (0.76)	61 (0.22)	284 (1.04)	294 (1.07)
62	40 (0.16)	45 (0.18)	98 (0.40)	274 (1.11)	30 (0.12)	965 (3.91)	161 (0.65)	317 (1.28)	210 (0.85)	53 (0.21)	340 (1.38)	224 (0.91)

＊(　)内は人口10,000対の比率　＊—は統計項目が設定されていなかったことを示す。

残念ながら、現代はそれらの資源にも事欠いている。親たちの情報は、もっぱらマスコミを通しての育児雑誌や育児書、そしてTVなどである。自らの育児、子どもの育て方は、それらのメディア情報と比較しつつ、一喜一憂する。子育てに自信をなくし不安、混乱を経験する親も決して少なくないことは、筆者の所でも行っている電話相談にも、このような育児相談が多数寄せられることからも推測されるところである。

子どもの側から見れば、子育てに自信がもてず、不安をもつ親に育てられることが、不安定な育ちにつながり、多くの欲求不満や混乱をもつことになるであろう。発達に必要な学習刺激も与えられなかったり、不適切であったりする。十分な自信は持っていないまでも、情緒的に安定し、一貫した方針での子育てが、当の子どもの発達に限りなく大きな意義を有していると考えられるのである。

第2には、家庭で、家族が子どもと接する機会がだんだんと少なくなっていることが挙げられる。

女性の社会進出、就労の機会がふえたことは、大きな進歩といえよう。しかし、乳幼児期の子どもたちにとって、家族、特に母親との接触の時間は、それだけ減る結果となる。現在、働く女性にとって、ごく一部の企業や官公庁等では育児休業制度が取り入れられてはいるが、多くの企業では、出産後のかなり早い時期から、母子分離——乳児保育を余儀なくされている。

もっともこのような早い時期からの乳児保育が、乳児の発達にマイナスにのみ働くというわけではない。専業主婦に抱きかかえられて、前記した育児不安や混乱の中で育てられるより、保育の専門家により安定した保育を受ける方が、発達に好ましい結果がえられるという意見や所見も提示されている。

それらの功罪はここでは論じないが、一般的に、親子関係の成立を考える限り、接する時間—機会がかつてよりも少なくなっている——父についてもいえようが、特に母についての変化が大——ことは、銘記する必要があると考える。

第3には、家庭内における人間関係についてである。以前と比べて、家庭内においても、女性の地位が強まっている。社会的な自立がより容易になったこともあり、離婚、特に女性の主導によるそれがふえてきたことは明らかな事実である。

このような離婚は、子どもがいる場合には、子どもへの影響が極めて大きいことを忘れてはならない。子どもは否応なしに、一方の親と離れ、一方の親の親権に服することとなる。しばしば子ども自身の意思が問われないままにである。

改めて記すまでもなく、単親家庭の場合、子どもの発達には少なからざる影響がある。両親家庭で、その両親が不和・対立している場合に比べれば、より安定した家庭に変わることもあるが、一般的にはさまざまな困難——父子家庭では、子どもの教育や保護、母子家庭では特に経済的問題——があることがしばしば報じられている。児童相談所での多くのケースに、このような単親家庭のケースが見られることは、悲しいながらも現実としてうけとめるべきであろう。

一方、前にも記したが、両親揃ってはいるものの激しい対立・不和がある家庭では、一方の欠けている家庭以上に、問題が深刻化する。父親への不信が子どもへの過期待や過保護につながる例は決して少なくないし、反対に、片親への憎悪が子どもに向けられ、拒否や無視につながることもある。

子どものさまざまな問題行動に接する時、それらの原因が直接には親子関係、しかし間接的には、家庭内の人間関係——特に父母の不和葛藤に根ざしているとみられることは決して少なくない。核家族化した家族では、その人間関係は大家族よりは単純化していると考えられるが、逆にたやすく深刻化することを注意しておかなければならない。

第4には、ごく一部のことではあろうが、子ども自体への関心や愛情の乏しい親の増加が指摘されよう。児童相談所という所にいるからこそではあろうが、とにかく、子どもへの愛情をどれだけ持っているのかを疑いたくなる親が存在している。子どもが生まれる前から、子育てを拒否し、話し合いを進めても自らの子育てはおろか、子どもとの面会さえも拒む、多くは未婚の母親に出会うことはそれほど稀ではない。父親についてもいうべきであろうが、とにかく自分の生活に汲々とし、生まれてくる子どもを子どもとして認めようとさえしない身勝手な考え方をもつ者は、若干でもふえているように感ずるのである。

第5として、多くの育児・保健情報の氾濫も指摘されるべきであろう。第1に挙げた育児経験の乏しさを補うために各種の育児書や育児情報が用意されることは、本来望ましいことではあろう。しかしそれが余りにも多く用意されると、かえって混乱や不安を招くこととなる。

一方近年の育児産業の発展も極めて目ざましい。ミルク、おむつに始まり、食器や衣類・雑貨に至るまで、そして育児の月刊誌は実に45万部に達すると聞くくらい、子育てへのマスメディアの参入が進んでいる。

このような状況の中で、親たちは自らの子育てへの関心を高めることもありえようが、同時に子育ての意欲を親が放棄し、外への依存を助長することにつながるのではないかが危惧されるのである。いずれにせよ、現代のそしてこれからの子育てについては、マスメディアを抜きにしては、教育もPRもできないのではということを銘記しておく必要があろう。

第6に、そしてこれこそ最も重要な変化ともいえることとして、少子化や高学歴化にからまる家庭での養育態度の変化があげられよう。

少子化に伴って、少ない子どもの1人ひとりをともかく大切に育てられねばならない。となると、当然のことながら過保護の育て方がとられるようになる。また少子化——きょうだいの少なさは、家庭内での子ども同士の関わりはごく乏しいものとなり、他者との人間関係の学習が進まず、過保護の下での自立の遅れは一層深刻なものとなる。

さらに高学歴への志向は、知的発達や学業成績に対する異常な期待を生み出し、学校教育の歪みをもたらすこととともなる。子どもたちはこのような期待過剰の下で勉強を余儀なくされるが、しばしば子ど

もたちへの大きなストレスとなる。

子どもたちの中には、このような親の期待に応えようと努める子どももいるが、時にはそれに反抗して、あるいはそのストレスに打ちひしがれて、さまざまな反応を示すものも少なくない。心身症や神経症そして不登校や時には非行行動など、思春期の子どもたちの示すさまざまの不適応行動は、このような親の養育態度に対する反抗としてうけとめられるべきものが少なくないように考える。

以上、現代の親の子育て問題を並べてきたが、まとめてみると、

(1)親の子育て学習の乏しさ

(2)子育て――接触時間の少なさ

(3)家庭内不和・葛藤

(4)親自身の自己本位の生き方

(5)マスメディアの影響

(6)過保護・過期待に傾く養育態度

などが挙げられようし、いずれも親が自らを中心におきつつ子育てをしている結果とみることができるように思われる。

これからの家庭と子ども

前記した現代の特徴は、これからどのように推移するであろうか。予測は大変にむずかしい。しかしこれらの状況は、今後短い期間の間ではそう簡単には改善されないように思われる。

まずは、子どもの出生率、家庭での成員数、核家族と三世代家族の比率など、恐らくはすぐには変化はないであろう。とすると第1に掲げた子育て学習の乏しさや第3の家庭内人間関係の改善もすぐには達成されないように考える。

また、これから大人になる人々の価値観、人生観はむしろ多様化し、かつ個別化すると予想される。家族・家庭のあり方もむしろ多様化し、個別化するであろう。となると、第2、第4の要件の好転も望み難い。マスメディアや学校との関係については、若干変化も予想できよう。ただし育児の外部委託はさらに進むであろう。

かくて先行きはいささか悲観的となってしまう。しかし、そこで手を拱いてはいられない。21世紀に向けて着々と進みつつある高齢化社会は、言い換えれば子どもの数が少なくなる少子化社会である。1人ひとりの子どもに対する期待は、今までに比べて極めて大きい。

考えられる視点は、子どもたちの人権を改めて考えることではなかろうか。今までの子育てがともすれば親中心の子育てであったのを、子どもを中心に子どもの育つ権利を認め、実践に向けて努力することにすべきであろう。まさに子ども自らの生命・生活、そして成長の権利を下に、子育てを見直さなければならないと考える。

具体的には、親自身に親となるための教育も整えなければならないだろうし、被虐待児に対する緊急保護システムの確立（これにはわが国の親権法制度の見直しも含まれる）、育児休業制度や保育制度の充実などが挙げられよう。しかしより基本的には原点に帰って、今こそ子育てそのものを見直すべき時機であることを再度強調したいと考えるものである。

特集

変容する家庭と子どもの危機〔I〕

ひとり親家庭の生活課題とセルフ・ヘルプ活動

イギリス、オランダを中心に

明治学院大学教授 山崎美貴子（やまざきみきこ）

はじめに

1988年6月、丁度ヨーロッパは一年中で最も美しい季節を迎えていた。この美しい季節にオランダのヴァン・リヤ財団の助成を受けて、私たちは、「ベタニヤホームひとり親家庭援助事業」の3年目を迎え、よりよいプログラムを策定するために、ヨーロッパを訪問した。オランダ、イギリス、スウェーデン、デンマークを訪れ、それらの国々におけるひとり親家庭に対するソーシャル・サービスの展開を学ぶ機会、さらに、自らが自らの問題を担うべく、自助グループを形成して活動している当事者グループの母子世帯の母親たちとの出会いと熱心な討論をする場を得ることができた。

本稿では昨年のおよそ2週間にわたるひとり親家庭の援助活動を学ぶ旅で得たいくつかの貴重な体験、さらに私のかつての留学時の恩師である、英国の著名な社会福祉の国際比較の権威であるバーバラ・ロジャース先生にお会いし、先生の近著「英国の家族」の発刊の母胎となった英国家族研究センターの紹介を受け、同所を訪問し、最新の資料を入手する機会を得た。短い滞在期間であったので、十分に堀りさげ、検討するゆとりがなく、極めて表層的な研究にならざるを得なかったことをあらかじめお断りしておかねばならない。本稿はその短い研究旅行で得た見聞、資料をもとにイギリスを中心に、さきに述べた国々におけるひとり親の現状と子どもたちの置かれている状況、ひとり親家庭の自助グループの動向、さらにそれらを踏まえながら、わが国の今後の方向等について若干の課題を提起することとしたい。

オランダにおけるひとり親家庭の援助の動向と自助グループ活動

オランダのハーグにあるわれわれの研究と実践に対する助成団体であるヴァン・リヤ財団の本部で、ユトレヒト大学の教授からオランダのひとり親に対する家族政策の状況について講義を受けたのに続いて、ひとり親家庭の自助グループ作りをしておられるボーマン夫人の生活についての報告を受けた。ここでは後者を中心に述べてみたい。ボーマン夫人は9年前に会社員であった夫と離婚し、現在9歳と10歳の男児を育ててきた。夫人は離婚後、2年後に「ひとり親家庭」というコミュニティ新聞を発刊し、ご自身と同じような境遇にある家族同士が互いに支え合いながら生活する自助組織の形成を呼びかけ、オランダにおけるこの活動の発起人となった人物である。離婚する前、日本に当事、軍人であった夫に同行して滞在した経験があり、日本に対して親しい感情を持ち、「サヨナラ」、「コンニチワ」等の少しばかりの日本語を話すことさえできた。そのような個人的な体験の故か、極めて率直で、自身の生活について語り、オランダ語で書かれた自らの著書にサインを入れて筆者等に贈呈してくれたりした。彼女は2人の子どもを抱え、夫からの養育費が極めて少額であったこと、子どもも小さかったため、

フル・タイムの仕事に就けなかったので、6年半生活保護の受給を受け、くらしをたててきた。2年半前から生活保護を一部支給に切りかえ、週32時間就労している。しかし、夫人は病弱であるため、十分に就労できずにいるとも語っていた。

しかし、自らの生活の中で、同じような境遇にある人々が等しく、さまざまな差別、不利益、不当な扱いと思う経験をしていることに気づき、何とかお互いが力になり合いながら支え合う自助組織づくりはできないものかと考えた。そこで、後にわれわれも訪問することとなったFIOMの援助を受け、毎週土曜日ごとに会議を重ね、組織を作ることができた。

ボーマン夫人等によって組織された「ひとり親家庭支援組織」(Benefit Organization for Single Family)は現在、6,000人の会員によって組織されているが、会費はとっていないので、活動の資金助成をFIOMから受け、週20時間、この組織のために活動をするソーシャル・ワーカーの派遣を受けている。但し1989年までの助成なので他の助成団体、地方自治体の助成を求める運動をしているとのことであった。ボーマン夫人はオランダのひとり親家庭が共通して抱えている以下のような生活課題を克服していくことがこの組織の活動目標であると語ってくれた。

1. オランダのひとり親家庭に対する生活保護基準が低すぎるので改善を求めたい。
2. ひとり親家庭の子どもが義務教育後、上級学校に進学することは現状では困難である。特に近年、若干あった奨学金制度の変更が提案されているのでこれに反対したい。
3. ひとり親のための公営住宅の供給制度は確立されているが、残念ながら、アパート形式の住宅にひとり親だけをまとめて押し込める方式なので、適切な方法ではない。集中方式でない居住環境、団地形式ではない通常の住宅の提供を求めたい。
4. 就学前児童のための保育施設の絶対的不足。もし保育施設が整っていたら就労することができると考えている人の割合は高く、就学前の児童を持つひとり親の80%は保育施設の不足のため就労困難である。この組織では急用で外出せねばならぬ時、子どもの同伴が困難な場合、会員同士で子どもを預かり合う組織を作っているが、行政体として保育所の拡充を求めたい。

本組織は以上の4点をひとり親が共通して持つ生活課題として認識しているが、組織の運動として、現在、推進していかねばならぬことは、ひとり親家庭に対する無理解、差別意識を取り除く運動であると語っておられた点は極めて印象的であった。そのように認識せざるを得ない具体例の有無を問うてみると以下のような話をしてくれた。

例えば、ある心理学雑誌にのった大学の研究者による研究報告で母子家庭の子どもは、両親家庭の子どもと比して、学業成績が悪いという研究結果の報告があった。それによると、ひとり親家庭の子どもは両親家庭の子どもに比して心理的マイナス面を背負っているという報告であった。その報告を取り寄せ、検討してみるとその調査方法に問題があることが判明した。子どもの心理状態は両親家庭からひとり親家庭に移行した直後には確かに親同士の葛藤を体験するので、子どもの心にマイナス効果が働くことは予測される。しかし、ずっとそのような状態が継続するのではなく、新しい環境に適応する過程で心理的にも安定して来ることが報告されている。

従って、この調査が、ひとり親家庭になった直後なのか、時間の経過を経た後なのか、この点を明らかにして調査をすべきであると考えた。そこで同組織では、自らが調査を実施して、さきの研究調査に反論を加えた。同組織が行った調査によれば、離婚・別居等ひとり親家庭に移行した直後には子どもの成績が全ての教科ではないが、下降する傾向はみられるが、2年以上経過して、母子、父子ともに生活が安定してくると離別以前よりも成績が上昇してくることが立証された。

この調査結果を公表し、さきの大学の心理学者にも送

付したということであった。こうした研究者の中にも偏見や誤解が根強くある場合が少なくないのは残念であると語っておられた。従ってマス・コミを通して正しい理解を促すための情報提供は重要な活動の一つであるとの認識に立って運動を進めていることを指摘していた。

一般の市民の中にも、都市部より地方に多くまだひとり親に対する偏見、差別が残存しているとのことである。例えば、ひとり親家庭の子を「ゼブラの子」という風に呼ぶことがある。「ゼブラ」とはオランダに多くのチェーン店を持つ安売りスーパーで売られる衣類のメーカーの名前である。ひとり親になると、世帯収入が大幅に低下するので、高価な衣類を購入できないため、ゼブラの衣料品しか着ない子どもが多く、ため「ゼブラの子」と言っていじめられるということであった。

確かに、生活保護の受給申請をしても、他の世帯と区別されることはなく、生活保護の申請をする日が離婚した次の日であっても生保の受給は可能であるが、さきにも挙げた通り、生保の基準が一般世帯の生計費よりかなり低いので、生活は苦しくギリギリの最低生活に落層してしまうので就労できる条件作りを求めていた。

この自助組織の親の年齢は25歳から70歳とかなり幅があるが、父子世帯20%、母子世帯80%と母子世帯の割合が高い。

活動の主なるものは、次のような事柄である。

1.年4回の機関誌の発行
2.ひとり親家庭に対する組織活動の紹介、ひとり親についての施策の紹介など情報提供
3.子どもを会員同士が預け合ったりする活動、子育ての支援の公私の情報の提供
4.政府、自治体等への陳情、提言等

オランダはアイルランドと同様、母親の就労率が低いと言われている。それは保育所の体制が整っていないため、別居・離婚後も前夫、先妻と子どもの監護権を共同して、子育てを分担し合っている例も少なくない。このような傾向は日本のようにかなり保育所制度が整っている国との差があることも一因であろうが、別れた妻、前夫と子の共同監護権を設定して、子どもが週のうち何日かを父と母の家を往復するという方法を取り入れている例はわが国では少ない。

わが国の離婚率は他の先進諸国に較べると高くはないが、離婚等生別によるひとり親家庭の抱える生活課題に共通するものも多い。

イギリスにおけるひとり親家庭の生活課題と自助グループ「ジンジャー・ブレッド」の活動について

「ジンジャー・ブレッド」はひとり親家庭とその子どもたちのための自助グループであるが、全国に10数ヵ所のブランチを持つ全国組織である。全国ジンジャー・ブレッド事務所はロンドンの中心街に位置するウェリントン街のビルの2階にあった。100万世帯を突破したひとり親家庭のために結成されたこの組織は1970年テス・フォーザーギル夫人の結婚の終結と同時にスタートしたと言ってもよいのかもしれない。テスは細身の美しい、穏やかな表情をたたえた優しい感じの40代か50代にそろそろさしかかった位の年齢の女性であった。彼女は、オランダのひとり親家庭援助組織を設立したボーマン夫人ほどたくましく、エネルギッシュにはみえないが、共通する芯の強さとしっかりとした意志を備えた女性という印象を受けた。

1970年の冬の朝、病院の勤務であった夫は突然、家を出て行く決意をしたことを彼女に宣告した。夫は勤務していた病院を退職したと告げ自分を探さないでほしいことなどを一方的に伝え、家を出て行ってしまった。

なぜ、夫が家出したのか、別れる決意をしたのか全く思い当たることはなかった。しかし、夫が多少残した貯金を使い果たし、全く経済的貯えはなく、たちまち生活は困窮し、地方自治体の事務所にかけこみ援助を申請した。しかし、彼女と2人の幼い息子たちを施設入所させ、彼女自身は、安いアパートを探して、今まで住んでいた

高額家賃のアパートを引き払うことを指示された。彼女はこの行政当局の提案に大きな怒りを覚えた。子どもたちと一緒に住み続け、暮していきたいと願ったからである。そこで、ひとり親家庭の問題で共通の悩み、生活の困難を抱える家族に呼びかけるべく、全国規模の新聞に投書をしたところ、彼女が居住している住居のすぐ近隣の人々8家族が集まり、1970年8月にジンジャー・ブレッドの設立の呼びかけの第1回の会合となる集会を持つことができた。以来、ジンジャー・ブレッドはできるだけ、寄り合いやすく、連絡がとりやすく、助け合いがしやすい仕組みを作ることを目的に地区別の小さなブランチを多く結成するという運動の進め方をしている。

ところで、なぜジンジャー・ブレッドという名前をひとり親家庭の自助団体の名称として選択したのかを聞いてみると、次のような答えが返ってきた。

本組織の創立者の住んでいた家の近くに「ジンジャー・ブレッドの黄金の年」というレストランがあった。その名前をヒントにして、ジンジャー、つまり生姜は口に入れるとピリッと辛い香辛料である。そこでジンジャーとは行政等の権威あるオーソリティに対して、ピリッとした衝撃を与えるという意味をこめた。

ブレッド、つまりパンは経済、お金を意味しているということであった。ジンジャー・ブレッドの本部の建物のドアに英国の子どもたちの大好物である、伝統的な生姜の匂いがするビスケットの絵がたくさんはられていたので、同組織の名前の由来はこのビスケットにあると思い込んでいたので、テスのこの説明は意外な印象を受けた。しかし同組織の活動の意図を理解することもできた。

1971年1月第1回設立総会を持ち、およそ70世帯の母子、父子世帯がロンドンのブラック・フライヤーのセツルメントの会場に参集した。この年はまだ事務所を持つことはできず、会員の家庭を廻り持ちで利用して集会を重ねた。最初の1年は会員の好意で部屋の一室の提供と電話を借りて何とか組織活動を続けたが、2年目の設立記念総会の後に、ロンドンのポーランド通りに事務所を設けることができた。精力的な活動の結果、英国、ウェールズ、スコットランドを併せて65の支部を設立した。4人の本部職員を配置できた。活動マニュアル第1号の発刊と、10のアドバイス・リーフレットの出版にこぎつけた。会の総収入も5,170ポンドに達してようやく同組織の基礎固めができ始めた。当時、大きな問題となった付価価値税（日本でいう消費税）の導入が始まり、経済基盤の弱いひとり親にとっては大問題であったので、この問題についても会員間で討議し、陳情をする等の取り組みが開始された。また、1974年には、ファイナー報告が王立委員会より「英国におけるひとり親家庭の福祉施策について」と題して公表された。

この提言が発表されるに当たり、230にわたる改善すべき諸事項をジンジャー・ブレッドが同委員会の聴聞を受けた際に提出している。このファイナー報告はジンジャー・ブレッドにとって待ちに待った報告書であった。わが国でも東京都児童福祉審議会が昭和56年に提出した「単親家庭の現状と福祉施策のあり方」についての提言はこのファイナー報告を参考にしており、わが国の審議会では初めて、ファイナー報告で用いたワン・ペアレント(one-parent)と言う用語を採用した。従来の片親家庭、崩壊家庭、欠損家庭といった表現を克服して、親が一人であるという以外の価値を付与しない中立的概念としてのワン・ペアレントを「単親家庭」として用いた。現在、東京都は筆者等によって提言した「ひとり親家庭の福祉施策」（昭和61年）の考え方を採用し、統一して「ひとり親家庭」という表現を用いている。ひとり親の概念は等しく、さきのファイナー報告の概念を用いているが、日本語訳の表現が「単親」は「単身」と発音が同一であるため、まぎらわしく、こなれた日本語になりにくいところから、「ひとり親」と表現を変えたに過ぎない。このファイナー報告は日本だけでなく、多くの国々のひとり親家庭施策に大きな影響をあたえた報告である。「ワン・ペアレン

ト」または「ローン・ペアレント」という表現は英国では定着した用語になっているが、ジンジャー・ブレッドのテスは「いまだに、私たちを行政の社会福祉部のスタッフは、さすがにこの頃はブロークン・ファミリィ（崩壊家庭）といったレッテルをはるような表現は影をひそめたけれど、シングル・ペアレント（独身の親）という表現はまだ残っていて、時々、私たちを総称してこの言葉で言われることが多いのよ。独身で子どもを産んだ親はこの英国社会ではまだまだ不当な扱いを受けているのよ。」と語ってくれた。

ジンジャー・ブレッドの活動は1975年から1976年にかけてこうした社会的風潮の中で飛躍的に発展を遂げ6,000世帯の家族がロンドン市とエディンバラ市でファイナー委員会の提言の達成を求めてデモンストレーションをしたり、3,000人の子どもと親たちがヨークシャーのプリモローズ・バレーでキャンプを楽しんだり、地区組織の編成、週末の宿泊によるセミナーの開始等の活動を着実に積みあげていった。1977年から80年にかけて自助活動のデイ・ケアー・スキームを開発し、ジンジャー・ブレッドとして初のハンドブックと情報資料集等の発刊を積極的に進めている。1981年から２年はジンジャー・ブレッドにとって大きな変革の年となった。他に多くの自助活動グループが誕生し、全国組織として、その目的、活動内容の検討をし始め、組織の再編も行った。財政基盤は年間収入91,000ポンドを上回るようになってきた。1983年にはジンジャー・ブレッドの悲願としての要求であった学齢前の子どもの保育所の支援を開始した。ジンジャー・ブレッドのこの活動に政府が支援を開始し、さらに危機児童ケア・センターへの財政支援が開始された。

むすびにかえて

オランダ、イギリスのひとり親家庭の自助グループの結成と活動の展開を要約して紹介したが、その活動の背景にあるものは、親が１馬力で子どもを抱えて生活をしていくうえでの困難、特に学齢前の子どもを抱えた家族の苦闘と周囲の無理解であった。

オランダの場合も、イギリスの場合も、突然の離婚、別居に直面し、途方にくれ一人苦闘していた家族が、共に友情を深め、情報を交換し、生活を支え合い、助け合う過程で、共通の課題を確認し、生活の改善にむけて力を出し合っていく過程がよく伝わってくる。自助グループ作りの大切さを学ばされた。英国のジンジャー・ブレッドで会った彼女は、最初、夫に捨てられた時、うらみと腹立たしさで、２年近く心身がまいってしまって、病気がちの日々を過ごしたが、仲間に支えられ随分強く生きていける力が備わり、大きく人間的に成長したと語ってくれた。現在は子どもたちにもお母さんは随分強くなったと言ってもらえるようになり、困難を克服していく過程で人生の本質を奥深く理解できるようになったし、本当に価値のある人生とはどんなものか、魅力のある人とはどんな人か随分理解が深まったように思うと語ってくれた。この夫人は私が今回の旅で出会った最も魅力的な女性であったが、優しく、ゆったりとした語り口は人をくつろがせ、彼女の醸し出す暖かな雰囲気を忘れることができない。

わが国でもこうした自助グループ活動の一つとして、全国組織として母子寡婦福祉会があり、積極的に活動を進めており、社会的な活動の成果も挙げておられる。ともすれば戦争未亡人の方々が中心に発足した組織であったため、新しく登場した若年の母子世帯に近寄りがたい場合もあるかもしれない。できればこの若年の母子家庭、あるいは父子家庭も地域で少しずつ形成されている自助グループの活動が横の連携をし合って、交流し、支え合う組織づくりも考えられてよい時期にきているように思われる。特に地域で孤立し、社会的支援の網の外にあるひとり親家庭の支え手が求められているのである。地域に支えられ、地域を支える自助グループの働きは決して小さくないことを二国の自助団体は教えてくれている。

特集

変容する家庭と子どもの危機〔I〕

性虐待(Sexual abuse)と社会

※ニューイングランド メディカル センター
小児精神科
奥山眞紀子

ボストンのニューイングランド メディカル センターへ来て最初に診断外来で見学をした症例が性虐待(Sexual abuse)の症例であった。外来の医長に日本での性虐待について聞かれ、何の疑いもなく、日本での虐待は増加しているが、性虐待はほとんどないと胸を張って答えた。彼に「10年前はアメリカでもそう思われていたよ」と言われても、日本では皆〝子どもは宝〟だと思っているから実際に少ないのだと言い返した。しかし3年たった今、もし同じ質問をされたら、「注意深く見ればかなりあるでしょう」と答えざるを得ない。ただし、アメリカよりは少ないと期待しているのだが。性虐待を含めたすべての虐待が家庭内の、共同体の、そして社会の〝秘密〟であり、〝タブー〟であるため表にはほとんどでてこない。特に性虐待は外傷や家庭内の騒音といった他人の目に触れる証拠がない。さらに、虐待一般に言えることだが、子どもが自分から他人に訴えることはまずない。アメリカで、一見〝よき家庭〟に存在する性虐待を多く見聞きするにつけ、日本でもかなり存在するのではないかとの念を強くしてきたのである。

正確な頻度となると日本はもちろんアメリカでも、女子で6～62%、男子で3～31%と報告によりまちまちである。原因の1つには定義のしずらさがある。以下にKempe & Kempeの定義をあげてみよう。

Sexual abuse is defined as the involvement of dependent, developmentally immature children & adolescents in sexual activities they do not truly comprehend, to which they are unable to give informed consent, or that violate the social taboos of family roles.

この中で言われる性行為や社会のタブーが具体的にどういうことをさすのかということになると、個々の例ごとに検討されるべき問題となってくる。そのため巨視的な視野で頻度をとらえようとすると、その数字にばらつきがでてくるのは当然である。しかし何といっても頻度の不明確さは、前述のごとく、性虐待がタブーであり、個人の、家庭の、そして社会の中で意識の外へ追いやろうとする力が強いことにあるだろう。

さて、では一体どんなことを〝性虐待〟と言うのであろうか。また実際にどんな例があるのだろうか。〝性行為〟に明確な定義があるわけではないが、一般に、性交以外に、ペッティング、オーラル セック

※現・大宮小児保健センター

ス、相互自慰、性的な写真撮影などが含まれる。乳児に無理矢理自分の性器を触らせていた母親、ま父にオーラル セックスを強いられた8歳の男の子(彼自身は性液を尿と思っていた)、実の父親にオーラルセックスを続けられた5歳の女の子。これらは私や仲間が経験した例のごく一部である。

では、性虐待は増加しているのであろうか。報告数は急激に増加している。しかし報告数の増加は必ずしも実数の増加を意味するものではない。離婚率の増加や、麻薬およびアルコールの問題の増加が、性虐待を多少は増加させる因子にはなっているものの、報告数の増加は主として、社会の認識の向上によるものと考えられている。つまり、昔からあったのだが、隠されていたものが社会の表面にでてきたのである。

では何故性虐待がここ10～15年西欧でこれほど問題になり、発見件数が急増してきたのであろうか。性虐待の報告はずっと以前よりあり、1929年にはその頻度に関しても研究され、まれではないと報告されている。しかし社会のタブーを破るにはそれなりの年月が必要とされた。

かのフロイトでさえ、いったんは自分の患者の性虐待を報告しながら、社会の批判に屈したのか、後に撤回し、その患者の〝空想〟として片付けた。このフロイトの行為が後の人々に〝空想〟という口実を与え、素直に性虐待を認めるのを妨げたと批判する人もいる。

ともあれ、現実には性虐待が社会の表に現れてくるまでには、①子どもの権利の確立（子どもが大人の所有物ではないことの確認)、②小児の精神・心理発達に関する認識の向上、③現実を否認や回避せず直視しようとする気風、そして④専門家の努力が必要であった。

ではこれらを1つ1つ日本の情況と比較しながら見てみよう。それによって、重要なのは社会の子どもに対する見方であり、今の時点で、頻度等を比較して、それを基に性虐待や親子関係・家庭関係を論じることにはよほど慎重でなければならないということが明らかにできれば幸いである。

1.子どもの権利

子どもは一個の人間として幸せになる権利がある。というと簡単に聞こえるが、子どもは心身ともに大人の保護がないかぎり権利を行使できない。さらに子どもたちは自分から権利を訴えることができない。故に大人たちは子どもを守る義務がある。もっと強調すると、子どもは将来〝よき大人〟になるために守られるのではなく、基本的人権として守られるべき存在なのである。性虐待を受けた子どもの全員が大人になって精神障害を起こしてくるわけではない。いや、むしろ重篤な精神障害を起こしてくる例はまれである。しかし、だからといって放置しておいてよい問題ではない。自律していない子どもを危険から守り、食住のみでなく、正当な精神的保護が与えられるよう見守るのが社会の役目である。日本ではどうであろうか？　確かに経済大国となった日本では衣食住に不自由している子どもは少ない。しかし、子どもが子どもとして幸せになる権利を果たして大人たちが、そして社会が意識しているであろうか。子どもは大人になるための単なる準備期間と考えて

いる人が多いのではないだろうか。日本では子が親を殺すと尊属殺人として刑が重くなるが、親が子を殺した場合は通常それほど刑は重くはない。日本は今でも子連れの心中が多いし、社会もそれに対する批判は少ない。まだまだ子どもを一個の独立した人間と認め、その権利を保護するという段階には遠いように思われる。

アメリカでももちろん一足飛びにここまで来たわけではない。古くは独立戦争、奴隷開放に始まり、最近では、少数民族の権利のみならず、女性の権利、子どもの権利と権利に対する運動がさかんになってきた。つまり、弱者の権利をどのように守るかということが自由・平等を基礎とするアメリカでは大きな問題となるのである。もっとも弱者の権利を守るということが100%満足できる状態ではないうちに権利運動は高じて、現在は胎児の権利(故に中絶禁止)、動物の権利に対する議論がさかんで、病者を助けるための研究とそれに使われる実験動物の権利、女性の選ぶ権利と胎児の権利というように、弱者同志の権利主張のぶつかりあいが目立つようになってきてしまった。

ともあれ、日本では個人よりグループが優先する。子どもにとってはその属する家族が第一のグループであり、社会が〝家庭〟という垣根を越えて、一個人としての子どもの権利を守るという段階まで到達するにはかなりの時間がかかりそうである。

2.小児の精神発達に対する知見の進歩

フロイトが神経症の治療を通して、〝無意識〟の重要性と、それをつくりあげる小児期の精神発達の重要性に注目したのは約90年前のことである。楽観主義のアメリカ人たちはこれで精神病が解決すると期待し、精神科全体が強く精神分析に傾いた。その後ナチによるユダヤ人迫害などを通じて多くの分析家がヨーロッパ大陸からイギリスやアメリカに移住し、小児の精神力動に関する研究が、英語圏でさかんに行われるようになった。フロイトの娘、アンナ・フロイトもその一人である。さらにスイス人ピアジェの認知の発達に関する研究が紹介され、小児の精神発達に関する認識はますます高まってきたのである。性虐待による精神障害は、大人が暴行された時の症状とはかなり異なる。初期の表面的な症状としては、行動の変化(多動、衝動性の増加等)、睡眠障害、食欲障害、不安症状などがあげられ、一般的な長期症状としては、ディプレッションが最も頻度の高い症状となる。しかし年齢によっては基本的な〝自己〟に関する感覚の障害、それに伴う他者との関係を形成するのに必要な能力の障害が著明になってくる場合もある。

例えば、複数人格障害者(ジキル博士とハイド氏のような障害)の98%に何らかの虐待を受けた経験があるといわれ、他の重篤な人格障害も多くは虐待された経験がある。発達途上にある子どもたちに与えるトラウマ(心的外傷)としての虐待の影響の大きさを示す例である。さらに虐待する人の約40%が過去に何らかの虐待を受けているといわれ、人格形成や精神発達に及ぼす虐待(身体虐待も性虐待も)の重大さは強調されるべき問題であり、さらに研究されるべき問題であろう。

日本でも近年欧米の影響を受けて、乳幼児の心理

的能力についての研究がさかんになってきているが、〝科学〟としての実験・研究に重きが置かれ、背後にある発達理論が明確でないことが多いように思われる。歴史・文化の違いもあり、日本における発達理論が発展することを期待したい。

3.現実を直視する気風

アメリカは多民族が集まっている国であり、価値観も多様である。世代間の価値観の違いも他の均一民族の国に比べて大きい。一世の人たちは自民族のアイデンティティーで生きるが、二世・三世となるほど友人・社会を通じて〝アメリカ人〟としてのアイデンティティーが強くなり、親の価値感と自分の価値観が大きくずれてくる。このような状況においては、西欧の個人主義の中でも特に個人主義が極端に発達せざるを得ない。そのような背景のもとでは〝現実〟が最も重要になってくる。日本のように〝他人もこう考えているはずだ〟という前提は通用しない。ヨーロッパの個人中心主義の上にさらにこのような状況が加わり、アメリカでは〝自己理解〟に基づく〝自己実現〟が理想とされる。実際アメリカでは〝自己〟がしっかりしていないと住みづらい。

もちろん女性を含めて皆が〝自己実現〟に向かった結果が女性の権利確立というポジティブな面のみではなく、離婚率の増加というネガティブな面をも生み出したとも言える。しかし、自己を含めて〝現実〟を直視することを良しとする社会の気風が自分が社会に存在すると認めたくないような現実、つまり虐待などを直視し、その上で改善しようという方向に向かっていると言えるのである。

各家族レベルではまだまだ、なかなか現実直視までいかないことも多い。例えば、子どもが父親やまま父の性虐待を訴えた時、母親は信じたくない気持ちが勝って、子どもの主張を信じないか、封じ込める側にまわることが多い。ある研究結果によると、母親が子どもの側に立つか、虐待する人の側に立つかによってその子どもの精神的予後が異なってくるという。現実直視が良いとわかっていても、なかなか個人では到達できない。そこで次に述べる専門家の手助けが必要となってくるのである。

4.専門家の努力

アメリカは価値観が多様すぎて〝常識〟として通じることが少ない社会だと述べた。そこで必要となってくるのは専門家である。具体的な争いごとの解決には法律家が、個人的な葛藤や不適応には精神療法士が大活躍することになる。つまりそれだけ精神・心理学を学ぶ人々の底辺が広い。その中から当然、小児の精神・心理学も発達してきた。とは言え、まだまだ未熟な分野であり、性虐待に関する研究がさかんになったのもほんのここ10～15年である。この短期間の間に、子どもを扱う他の専門分野、つまり教師、小児科医などの教育もすすみ、今では子どもを扱う人々の間で虐待は常に頭の片隅に入れられている。各州とも虐待を受けている子どもたちを保護する法律とシステムをもうけている。ここマサチューセッツでは、まず医師、心理士、教師、警官その他の専門家は、虐待の可能性ありと考えられる場合は州の機関であるDepartment of Social Service（DSS）に報告することが義務づけられており、その報告

を受けたDSSは10日間のうちにできるかぎりの情報を集め、その報告を支持するかどうかを決める。支持された例に関してはその子どもを虐待の危険から守るという最大原則の基に手段を構じる。(場合によっては10日間の調査期間の間でも、子どもに危険がある時は一時的に里親や施設のもとに保護することもある。)そしてその後40日間の間に具体的な措置を決定する。親の親権はく奪、里親や施設への保護などである。親が自発的にDSSの勧めに従うことが少ないため、最終的に民事法廷が関与することが多いが、ここでも子どもの安全が第一に考えられることが前提となっている。虐待する人の刑事責任に関しては、DSSが虐待を支持した段階ですべての名前が検事局に報告されるが、立証が困難なため実際に刑事法廷まで行く例はそれほど多くはない。しかしとにかく〝子どもの安全〟を守るシステムが出来上がっている。

ただし、現実にはここにアメリカの社会保障制度のレベルの低さがわざわいする。予算の低さがうなぎ登りにふえる虐待の報告の対処に追いつかないのである。昨年はマサチューセッツだけでも約6万2千件の報告があり、内2万件近くが立証されたという。それに伴い一例一例に対するサービスは低下、ソーシャル　ワーカーの仕事量増加、給料の低さのため、退職者が増加するという悪循環をかかえている。

もう一つの性虐待に関する社会や専門家の問題は、一部の人々の間で性虐待に関する関心が強くなり過ぎて、何でも性虐待を疑う傾向がでてきていることである。また、虐待をする人に関する権利の保護や精神的援助はやっと始まったばかりである。

最後にイギリス人Kempeが1979年に発表した〝社会が児童虐待を受け入れる発達過程〟をあげておこう。今、自分たちの社会がどの段階にあるのか考えていただければ幸いである。

Stage one: denial that either physical or sexual abuse exists to a significant extent. Abuse that is seen is felt to be due to psychotic, drunken, or drugged parents, or foreign guests, and nothing to do with the community as a whole.

Stage two: the community pays attentions to the more lurid forms of abuse-the battered child-and begins to find ways of coping more effectively with severe physical abuse and, through early recognition and intervention.

Stage three: physical abuse is better handled and attention is now beginning to be paid to the infant who fails to thrive and is neglected physically. More subtle forms of abuse, such as 'poisoning', are recognized.

Stage four: the community recognizes emotional abuse and neglect and patterns of severe rejection, scapegoating, and emotional deprivation.

Stage five: the community pays attention to the serious plight of the sexually abuse child.

Stage six: the guaranteeing that each child is truly wanted, and provided with loving care, decent shelter and food, and first-class preventive and curative health care.

特集

変容する家庭と子どもの危機〔I〕

日本における家庭の変容と対応

日本社会事業大学教授 古川孝順（ふるかわこうじゅん）

はじめに

わが国の子どもたちはいま危機的な状況におかれている。多くの心ある人びとが、そのことを憂えている。しかし、子どもたちの危機はこんにちだけのことではない。過去にもそのように論じられた時代があった。それは、高度経済成長の時代、1960年代も中頃のことであった。このとき、政府は後にも先にも1回限りとなった「児童福祉白書」を刊行し、子どもたちが危機的な状況にあることを世論に訴え、警鐘をうちならした。

それからおよそ30年、ふたたび子どもたちは危機的な状況にあるといわれる。この30年間における、わが国の社会と家族の変化をみながら、現代における子どもたちの危機とその背景について考え、あわせて家族と子どもたちを支えるソーシャル・サポート・システムのあり方、とくにその前提になる家族観を中心に、若干の検討を試みる。

1.現代社会の変貌

現代社会の特徴を要約していえば、それは産業社会、都市社会、雇用者社会、高齢化社会であり、そして均等化社会である。

わが国の社会が大きく変化しはじめたのは、高度経済成長の始期、1955年頃のことであった。それからおよそ35年、わが国の産業構造は著しく変化した。第1次産業（農林業）は大幅に減少し、第2次、第3次産業、なかでも第3次産業（サービス業）の急激な拡大がみられた。この間、わが国の社会は、かつての農業社会からサービス産業を中心とする産業社会へ大きく変貌したのである。

産業社会化はまた、都市に居住する人びとの割合を著しく増加させた。産業の発展が農村から大量の労働力を都市に移動させ、1988年現在わが国の人口の64.0%は東京、大阪、名古屋を中心とする3大都市圏に生活するようになっている。

さらに、現代社会を特徴づけるのは1970年代以降における人口構造の高齢化である。幼少人口の急激な減少と平均余命の延伸が、外国にも例をみない速度でわが国を高齢化させてきた。

現在のみならず将来の社会を展望するときなお一層重要な意味をもつのは、女性、とくに既婚女性の就業の増加である。男性支配社会から均等化社会への移行は、わが国の生活構造や生活様式をその根底から変化させるような予兆をみせはじめている。

2.家庭の変容

このような広く、深く、そして急激な社会の変動は、人びとの生活の単位としての家族の型態や機能を著しく変化させることになった。

まず、社会の産業化は必然的に自営者家族の減少と雇用者家族の増加をもたらした。1960年に53.4%であった雇用者は88年には75.9%に達した。自営者家族と雇用者家族とでは、その生活構造は基本的に異なっている。家業と家産をもつ自営者の家族は、家業や家産による収益の一部によって生計を維持する。雇用者家族の家計は、家族を維持する立場にある所得稼得者（夫または父親）の賃金（給与）によって賄われる。賃金は労働力の価格であり、原則として労働市場における需給関係という個人の制御能力をこえた要因によって、規定される。賃金は、家族の規模や構成員の年齢、性別などには関わりなく、決定され、支給される。自営者の家計と雇用者の家計とでは、どうしても前者のほうが柔軟性があり、家族の規模や状況によって伸縮しうるだけの潜在的な条件をそなえている。それにたいして、雇用者は賃金の許容する範囲で、家族の規模も、生活の水準や様式も定めざるをえない。

こうして、雇用者家族の増加は核家族の増加をもたらすことになった。核家族という家族の形態は雇用者の家族にたいして適合的であり、自営者には拡大家族がより適合的である。理論的にも実際的にも、賃金には労働市場から引退した老親を扶養するだけのゆとりは含まれていない。住宅事情もそれを許さない。賃金の水準はいうまでもなく、転勤を前提とせざるをえない雇用者の家族にとって、三世代同居のための住宅を用意することなどまず夢に近い。雇用者の家族は核家族にならざるをえないし、他方において老夫婦だけの家族や高齢者の単身家族が増加してくることになる。そして、将来、この傾向は一層強まるものと予想されている。

家族の形態にかかわるいま一つの変化は、母子家族や父子家族などの、いわゆるひとり親家族の増加である。敗戦直後の母子家族は、戦争未亡人とその子どもたちの家族を意味した。やがて、高度成長期になると、雇用の拡大とそれによる生活水準の向上という社会的機会を享受しきれない死別母子家族が社会的な関心を集めた。そして、こんにちにおける母子家族は、離婚や未婚などの理由によって、独立して生活する女性とその子どもたちである。増加の一途にあった離婚率は、1983年をピークにこのところ減少に転じている。しかし、それによって母子家族の減少が約束される訳ではない。

離婚や死別は、当然のこととして一方において父子家族を形成する。伝統的に、父子家族は短期間に再婚し家族を再形成する場合が多かった。しかし、近年ではそれも必ずしも容易ではなく、子どもたちとの生活を選択する父親も増加している。

家族規模の縮小も現代家族の特徴の一つである。晩婚化や単身女性の増加にともなう結婚・出産適齢期層の有配偶率の低下、希望出産児数の減少、夫婦中心の生活を希望する家族の増加などによって、出生率は久しく低下の傾向にあり、1987年には11.1を示した。この年実施された出産力調査によると、一人の女性がその生涯において出産する子ども数の平均を示す合計特殊出生率は1.72に低下した。

このような出生率の低下は、一家族あたりの子ども数の減少、小家族化の傾向をもたらした。ちなみに、1985年現在、家族の83.9%は子ども数2人以下、平均世帯人員は3.14である。

3.家庭の変容と福祉ニーズ

現代における家族の雇用者家族化、核家族化、家族構成の多様化、小家族化は、社会の都市化にともなう地域共同体的紐帯の希薄化ともあいまって、家族の扶養（養育）機能にさまざまの影響をもたらすことになった。

伝統的に、家族は、生産共同体、消費共同体、愛情共同体、生殖共同体、扶養共同体、祭祠共同体、教育共同体、医療共同体などとして機能してきた。しかし、このような家族の機能のうち、祭祀、教育、医療などの機能は、歴史的にもかなり早い時期から外部化し、家族の外側に専門的な社会制度を発展させてきた。家族の中心的な機能であった生産機能も、近代的産業組織の発展とともに、一部の自営者家族の場を除いて、しだいに外部化していった。

この生産機能の外部化は、祭祀、教育、医療などの外部化とは違って、家族のあり方に決定的ともいえる変化を及ぼすことになった。生産機能の外部化にともなって、雇用者家族のなかから、生産共同体として一定の目標を設定し、家族成員の分業と協業によってそれを達成するという、それじたい社会的で、全人格的な家族関係が姿を消していった。

現代家族の大多数をしめる雇用者の家族は、いまではもっぱら消費、愛情、生殖、そして扶養のための共同体として存在している。そして、これらの残された家族機能のうちもっとも重視されているのは、愛情と扶養の機能である。けれども、この愛情＝扶養共同体として理想化され、理念化される家族のあり方は、それじたい現代社会のうみだした虚構の一つであるにすぎない。生産的機能の外部化とともに、妻は、そして多分に子どもたちも、生産的機能から分離され、経済的依存者として夫（父親）の主宰する消費共同体のなかに埋没させられてしまった。そこでの妻の地位は、自律的、協業者的なそれではなく、性別分業と重ね合わされたかたちでの、自立の能力に欠け、経済的に依存するものとしての従属的なそれである。愛情＝扶養共同体としての家族の理念化には、そのような家族の基本的構造を維持し、それを強化するという側面が含まれている。

現代家族による子どもの扶養（養育）は、さまざまに緊張や葛藤をはらんだいとなみにならざるをえない。まず、都市化社会のなかで血縁的ネットワークや地縁的ネットワークに恵まれない現代の家族にとって、育児文化の世代的継承にも困難がつきまとう。そのことが、栄養のかたより、身体的精神的発達の遅滞、母子密着による自立障害など、母子保健的、発達心理学的な諸問題の原因の一つになっている。とりわけ、専業主婦にみられる母子密着的＝共棲的な母子関係は、少子化、住宅の高層化の傾向とあいまって、密室保育とよばれるような状況をうみだしている。

家族の解体にいたらないまでも、夫婦間の緊張や葛藤が、そのはけぐちをみいだしえないままにアルコールや薬物への依存、子どもにたいする虐待などの病理現象の引きがねになっている事例も数多くみ

うけられる。家族の解体と再形成がくりかえされるような場合には、新しい父母と子どもたちとのあいだ、親を異にする子どもたちのあいだに葛藤がうまれ、家庭内暴力、登校拒否、非行行動、性的虐待などにつながる場合も少なくないのである。

激烈な受験競争やそれにともなう病理現象には、明らかに現代家族に特徴的な教育理念、教育目標のつかみにくさが関連している。社会の生産的な機能から分離されてしまった家族は、子どもたちにたいして、自信をもって、しかも具体的なかたちで社会化の目標を提示することが困難な状況におかれている。多くの親は、少しでもいい成績、いい学校、そしていい会社というかたちで、一見具体的にみえるが、しかし実際にはこのうえなく漠然と、日々子どもたちを督励する。子どもたちは過当な受験競争に駆りたてられ、明確な目標をつかみえぬままに逸脱し、脱落していくほかない。

最後に、都市化、核家族化の一層の進行、そして均等化社会への移行は、職業をもつ女性の出産や出張、夜間勤務、入院、冠婚葬祭などにともなう短期的な施設入所、終夜保育、休日保育などにたいする新しい福祉ニーズをうみだしてきている。このような福祉ニーズは、正常の、あるいは平均的な家族による扶養（養育）の部分的ないし全面的な欠落にともなうものとみなされてきた伝統的な福祉ニーズとは、明らかにその性質を異にするものである。

4. ソーシャル・サポート・システム

さて、家族や子どもの福祉ニーズに対応するソーシャル・サポート・システムとしては、児童福祉法や母子及び寡婦福祉法などのさまざまの法令による制度のほか、民間による制度も存在する。

それらは、大きく分けて、(1)子どもの養育環境条件の整備や健全育成活動などを通じて家族による養育を援助していくための、もっとも基礎的で基本的な支援的サービス、(2)医療、療育、職業訓練など高度の知識や技術を要する専門的援助を提供して家族の養育機能を補完する専門的サービス、(3)生活の全般にかかわる援助の提供によって家族の養育機能を全面的に肩代わりする代替的サービス、に分類することができる。

歴史的にみれば、この3通りのサービスのうち最初に発展したのは乳児院や養護施設などの第3の代替的サービスであり、つぎに発展したのは精神薄弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設などの第2の専門的サービスである。そして、これまでみてきたような家族の変化とそれにともなう子どもたちの福祉ニーズにてらして、現在もっとも必要とされながら、しかしもっとも立ち遅れているのが第1の支援的サービスである。

ソーシャル・サポート・システムのなかでもっとも基礎的で基本的な部分をしめるはずの支援的サービスが立ち遅れてきた理由はさまざまに考えられるが、なかでも重要な意味をもつのは、わが国の社会保障や社会福祉にかかわる政策の前提になっている家族観のありようである。

わが国の社会保障や社会福祉にかかわる政策の背後には、大別して2通りの家族観がみられる。第1の家族観は、最近の年金制度の改革にみられるような、専業主婦を含めて家族の一人ひとりに年金の受

給権を認め、家族ではなく個人の単位で生活の保障を考えようとする姿勢である。この家族観は、現代の商品経済が家族を単位とする消費生活の枠の内部に浸透し、個人を単位とする消費生活の範囲を一層拡大させる傾向にある事実や単身生活者の増加という近年の家族形態の変化に積極的に対応しようとするものだといってよい。しかし、このような家族観は部分的、周辺的な地位にとどまっている。

第2の家族観は、家族による扶養義務（児童の養育義務）の履行を第一義的なものとし、社会保障や社会福祉を第二義的なものとみる姿勢である。この家族観は、家族の扶養責任を重視する伝統的な家族観であり、わが国の社会保障や社会福祉政策はむしろこのような家族観を前提に展開されてきたのである。それは自営者家族に親和的な家族観であり、わが国に限らず、西欧社会においても、市民法的、私法的な世界では、家業と家産をもって自立的かつ自律的に生活する自営者家族が典型的な家族とみなされてきた。しかし、西欧社会では自営者家族が衰退し、雇用者家族が増加するとともに、扶養義務の適用は生活の実態に応じて夫婦と未成年の子の扶養に限定される傾向にある。

これに比べて、わが国の場合は、旧態依然、むしろ逆行的というべきかもしれない。わが国では、家族や子どもたちの問題が政策課題になるとき、現実にいかに即応して課題の解決をはかるかという判断よりも、あるべき、あるいはそこに回帰すべき家族や家庭の姿を前提に、現実の逆転を求めるような発想が支配的である。

かつて、子どもたちの危機的状況にたいして警鐘をうちならしたとき、政府は家族や子どもたちの福祉ニーズに即応した政策をとる以前に、まず「母親よ家庭に帰れ」と説いた。けれども、それでも母親の就労は増加し続けた。結局、政府は、例えば、要保育児童の増加については保育所を増設するという実態即応的な対応に転換せざるをえなかった。

当時、要保育児童や非行児童が増加した背景には、個別的な母親による生き方の選択という問題以前に、家族と子どもたちの危機を必然的なものとするだけの社会経済的な状況が存在していたのである。社会と家族の変化、子どもたちをとりまく諸状況の変化を直視しようとしない政策が有効性をもちえないのはもはや明らかである。

重要なことは、すでに実態的な基盤を喪失した家族観に固執し、家族（親や保護者）の扶養（養育）の義務や責任を観念的、倫理的に強調することではない。こんにちの家族と子どもたちが求めているのは、いくつかの突出した状況に悲憤慷慨することではなく、家族の変化を直視し、多様な家族が多様な方法によって、子どもたちにたいする責任を全うしうるような環境条件の整備を急ぐことである。

すでに、一部の保育所、乳児院、養護施設、障害児施設が、従来の、伝統的な家族観を前提とする福祉行政の枠をこえて、育児相談、子どものショート・ステイ、休日・終夜保育などの福祉サービスを供給しはじめている。これらの新しい試みが定着し、中心的な支援的サービスとしての位置をしめるようになったとき、はじめて、わが国の家族や子どもたちにたいするソーシャル・サポート・システムは時代の要請に即応したものになりうるであろう。

特集

変容する家庭と子どもの危機〔I〕

養護施設の現場の目を通して

至誠学園 園長 高橋利一（たかはし としかず）

今日、養護施設には、従来の経済的理由から養育できない家庭の子どもや両親を失った子ども、捨て子、長期入院中の親の子ども等家庭に替わって養育する単純養護の措置児童より、既存の施設機能からすれば処遇困難な児童が増えてきており、幼児から高齢児へと、中高生の入所が特徴である。これらの措置原因は養育力の弱い未婚の10代母の子どもや虐待、放任置き去り、離婚等親の養育機能の欠如が原因するもので、家庭構造上の問題、登校拒否、家庭内暴力、非行等の問題行動児、精神発達の遅れや情緒不安から生じる問題児童など社会不適応児童の増加が目立っている。

●養護施設入所児童の推移（全国）

項目	年度	55	56	57	58	59	60	61	62
全国	定員	34,914	35,112	35,067	35,033	34,924	35,044	34,877	34,648
	在籍数	30,787	30,921	31,315	31,566	31,575	30,717	30,211	28,163
	定員充足率	88.2(%)	88.1(%)	89.3(%)	80.1(%)	90.4(%)	87.7(%)	86.6(%)	81.3(%)
東京	定員	3,637	3,608	3,583	3,579	3,555	3,523	3,506	3,486
	在籍数	3,202	3,232	3,196	3,179	3,192	3,135	3,087	2,958
	定員充足率	88.0(%)	89.6(%)	89.2(%)	88.8(%)	89.8(%)	89.0(%)	88.0(%)	84.9(%)

（注）年度は何れも10月の時点

養護児童と家族の問題

昨年の秋、私が関係している3年計画で終結をみた〝東京における養護施設〟の要養護児童の入所時点での〝大都市における児童の養護ニーズに関する研究〟の調査結果から、児童の背後にある家庭崩壊の諸要因についてふれてみたい。

養護児童の施設入所に至る状況から、養護に欠ける事態がなぜ生じたのか、その直接的理由と、問題発生に至る間接的要因である両親の生育歴、婚姻、本児出生時の状況など養護問題発生の諸要因を総合的にとらえてみると、措置時における同居家族は父子家族が全体の40%を占めており、次に子どものみの家族23.6%、母子家庭19%である。これは、全国

の実態調査による状況と比較してみると、父子家庭とひとり親家庭が全国では47%、東京では60%と、都市における割合は高い。

親の年齢についてみると父親は20代、母親は10代、20代であり、特に未成年の母親の比率は全国の2倍と高い。このことは、実父母の結婚のときの平均年齢に現れており、実父は26.9歳、実母は23.1歳である。この年齢は全国平均からしても若く、まして母子婚姻年齢が19.7歳は未成年で結婚したものがその多くである事実を踏まえると、若年結婚や未婚で母親となり、子どもの養育に困難を生じ、または養護放棄に至るものが多いということを、東京の養護問題として指摘することができる。

結婚の年齢と関係の深いものが婚姻の形態である。内縁、同棲や未婚の状況にあるものは母子家庭。構成別では、子どものみの家族に顕著であり、およそ半分のものが正式な届出をしていない関係である。

養育問題の根底には貧困の問題がある。経済的に加えて住居の問題は大きく、多くは低価な民間アパートを利用しているものが過半数で、公営住宅は10%、住所不定、簡易宿泊所等が合わせて10%であり、いかに生活基盤そのものが不安定で脆弱であるかを物語っている。

また就業状況についても、その多くは単純労働、非専門的職業である。定職を持たず、無職の父親もいる。就労している母親については多くはサービス業である。こうした不安定職業に従事する多くの親たちにとって、不安定な毎日の生活の中でさまざまな生活上の問題も派生し、懸念される。

養護問題における親の要因

養護問題発生の実父、母別の要因をみると父に関わる要因は、離婚、内縁解消37.7%、就労27.0%、監視能力、養育意志無し19.3%、家出・行方不明19.2%、貧困・サラ金13.2%などである。家族構成別にみると、子どものみの家族では親の家出・行方不明が40%を占め、これに離婚35%で、入所理由の75%は離婚、行方不明等による養育放棄とみなされる理由である。また25%は死亡・疾病入院等による止むを得ない理由による施設入所と考えられる。

父子家庭では、労働と家事、育児の両立の困難さから、就労を理由とするものが50%を占めている。就労のためとしながらも30%強の父親はなんらかの行動上の問題を含んでおり、父子家庭としての自立できる対策と援助体制の確立が、父子家庭福祉施策として求められる。実父が原因となった母子家庭の要因として離婚48.2%、家出・行方不明32%で死別は6%にすぎない。その他の要因としてサラ金・アル中・酒乱は7~8%で、アルコール依存問題は50%

●単親世帯になった当時、最も困ったこと

	総　数	経済的なこと	仕事のこと	子供の世話	家事のこと	住居のこと	その他	困ったことはなかった	不　明
母子世帯	100.0	52.9	7.0	12.6	0.8	5.3	3.7	12.8	5.0
父子世帯	100.0	7.6	7.1	36.0	25.3	0.4	1.3	13.8	8.4

近くの父親が有している。

核家族では養育能力の欠如、養育不能、虐待、性的虐待が代表的要因である。一般的には虐待の事実が顕在化することは少ないことから今後とも深刻な状況が予想され、緊急性の高い問題を含んでいるといえる。

こうした児童に対する個別的処遇と、親子療法的援助が必要となっている。

祖父母家族から養育不能となる児童が施設に措置された数は父の行方不明が半数近い。同居または祖父母に子どもを預けたまま行方不明となった例で、借金の返済に迫られ困った末、家族が分離せざるを得ない事態となったケースもある。

実母に主たる児童の入所原因があるものをあげると、家出・行方不明32.1%、離婚・内縁解消29.2%、身体的・精神的病気入院27.3%、養育意志・監護能力無し27.2%、未婚出産16%と複雑、多様性がみられる。子のみの家族は、養育意志が無い、精神的病気、

●養護問題の発生の要因

	順位	父側の要因	%	母側の要因	%
入所理由	1	離婚・内縁解消	37.7	家出・行方不明	32.1
	2	就　労	27.0	離婚・内縁解消	29.2
	3	養育能力・養育意志なし	19.3	傷病・入院	27.3
	4	家出・行方不明	19.2	養育能力・養育意志なし	27.2
	5	貧困・サラ金	13.2	未婚出産	16.0
	6	アルコール・薬物中毒	4.4	貧困・サラ金	9.1
	7	死　亡	4.3	死　亡	7.4
	8	拘　留	4.1	就　労	7.3
	9	虐待・性的虐待	2.5	虐　待	2.6
		その他	4.7	その他	7.8
		特に問題なし	6.0	特に問題なし	0.1
心身の状態	1	アルコール・薬物中毒	15.9	身体的病気	33.5
	2	身体的病気	12.4	精神的病気	21.4
	3	精神的病気	5.8	精神遅滞	11.6
	4	心身障害	5.3	アルコール・薬物中毒	6.0
	5	性格異常	2.9	性格異常	3.8
	6	その他	2.2	その他	3.3
		特に問題なし	63.8	特に問題なし	34.2
行動上の問題	1	放浪・行方不明	23.7	放浪・行方不明	49.0
	2	無気力・怠惰	20.9	異性問題	27.0
	3	ギャンブル	13.0	無気力・怠惰	15.4
	4	浪　費	11.6	浪　費	12.7
	5	犯　罪	10.4	犯　罪	4.0
	6	異性問題	9.4	ギャンブル	1.0
		その他	3.7	その他	4.6
		特に問題なし	41.9	特に問題なし	26.1
本児の問題	1	反社会的問題（無断外出・外泊・盗み、暴力など）			12.1
	2	親子関係不和、家庭内暴力など			5.3
	3	精神遅滞			4.4
	4	病　気			2.9
	5	登校拒否			2.1
		その他			3.7
		特に問題なし			80.5

（N.A.を除く）

●養護(養育)問題発生理由(両親の状況)別児童数(全国)

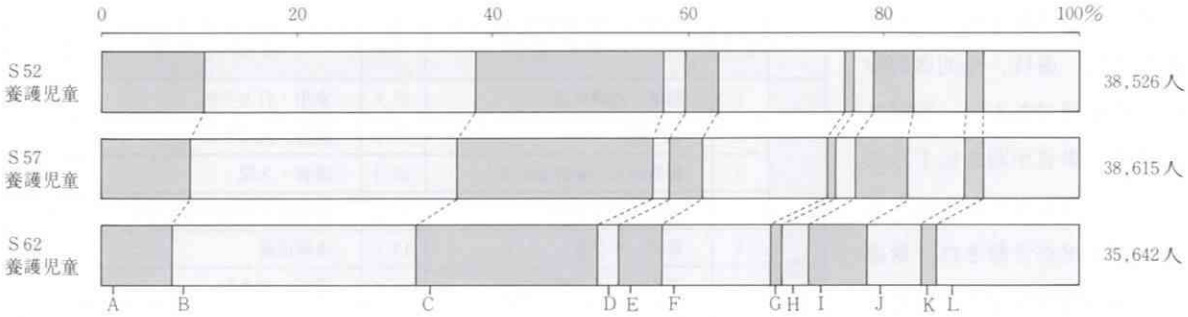

		S52養護児童		S57養護児童		S62養護児童	
A	死　亡	10.6%	4,087人	9.2%	3,549人	7.2%	2,551人
B	行方不明	27.7%	10,678人	27.1%	10,479人	24.9%	8,878人
C	離　別	19.3%	7,426人	20.0%	7,738人	18.7%	6,678人
D	棄　児	2.1%	794人	1.7%	673人	2.2%	771人
E	拘　禁	3.5%	1,350人	3.6%	1,396人	4.4%	1,577人
F	入　院	12.9%	4,978人	12.7%	4,897人	11.2%	3,987人
G	父母就労	0.9%	365人	0.8%	307人	1.2%	426人
H	虐　待	2.1%	818人	2.2%	845人	2.6%	921人
I	放　任	4.1%	1,593人	5.3%	2,063人	5.9%	2,089人
J	性格異常	5.3%	2,029人	5.8%	2,247人	5.5%	1,973人
K	父母不和	1.8%	677人	1.9%	739人	1.6%	554人
L	その他	9.7%	3,731人	9.5%	3,682人	14.7%	5,237人
	合　計	100.0%	38,526人	100.0%	38,615人	100.0%	35,642人

入所、養育力無し、未婚出産など、より複雑、多様化の様相で、半数以下が2歳未満の幼児であることからも、早期の母子分離による人格形成上に与える影響も心配される。母親の家出・行方不明、離婚が原因して父子家庭となっている例では8割強を占めている。実母の身体的、精神的病気入院も多く、実母の疾病が即、養育困難に至る現代社会の家族の弱さを現している。これらから母子家庭の母親の多くは、心身の状態や行動上に問題をかかえており、実母の養育は困難となり、施設入所により養育をゆだねることになるのである。離婚時の親権者は母親がなる率は高く、その結果母子家庭の養育機能の崩壊による施設入所は、児童にとって深刻なものであることが想像できる。このことからしても、地域で生活している母子家庭のためのサポートシステムの確立が一層重要である。

子どもに与える影響

この調査において、児童の施設入所時の年齢をみると乳幼児期に乳児院、養護施設に入所した児童の多いことが判る。乳児院から以後児童施設で生活を続けている者、過去に入所経験があり家庭復帰後、家庭崩壊により措置された児童等で、高齢児の増加がみられる中で、再確認しておく必要がある。

措置に関わる児童自身の問題については、「特に無し」が全体の80%であるが、年齢が高くなるにつれて児童のもつ問題が多くなっている。小学校高学

年の9歳～11歳を境にして、無断外泊・盗み20%、怠学や登校拒否が10%を超えている。さらに中学生以上の問題になると、親子の不和から家庭内暴力、非行等が顕著にみられ、高齢児ほど親子ともに複雑、多様な問題が明らかとなり、人間関係が成立しない現代家族機能の弱さを感じる。こうした高年齢児童に対する社会的養護プログラムが、核家族を援助する新しいサポートシステムとして求められているように思えるのである。

また、核家族から措置された2人に1人の児童に何かしらの問題があり、児童の情緒面でも家庭の崩壊や、家族内での葛藤に原因する児童の情緒不安に影響している。離婚による再婚から養継父母との不調も一因と考えられ、再婚家族が増加していく現在、再形成家族に対する援助の内容も児童の健全育成の立場から配慮される課題である。

入所児童の実父母の25%は自らも実親の養育を体験していない。特に子どものみの家族や里親家庭の実父母にその傾向が強い。

学歴については父親は55%、母親は60%が中学卒業以下であり、職業選択と不安定な就労状況と関連しているとも考えられる。このことから入所児童の学力アップと上級学校への進学問題は、特に自立援助体系の中で指導方法、学校機関との連携強化と相まって重要な課題である。

社会的援助のあり方

児童の健全育成と要養護児童への対応を目的とした児童相談所との養護施設の関連は、児童を取り巻く環境や複雑な問題を抱えた家族からの相談が顕著

●養護相談内容別受理状況

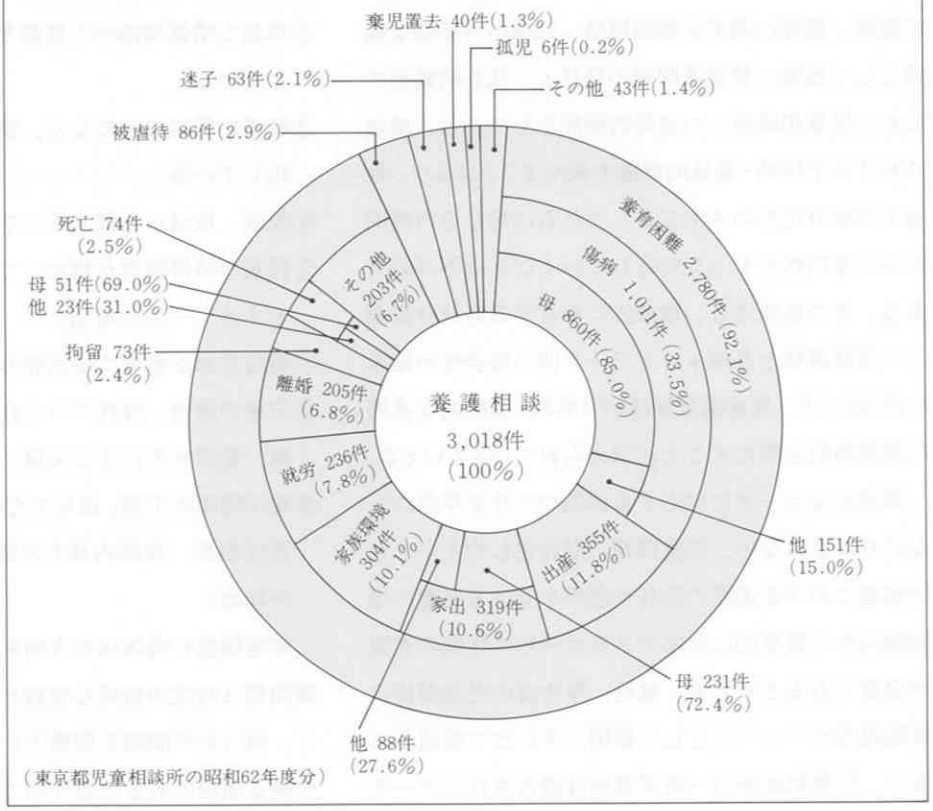

(東京都児童相談所の昭和62年度分)

となり、こうした状況の中で処遇困難な思春期を中心とする高齢児の処遇に、施設は試行錯誤を重ねながら実践を積み重ねているが、児童相談所の治療機能と社会学的調査によってサポートされた連携が前提であり、加えて精神科医、総合病院、学校、民生・児童委員、福祉事務所等の日常的、継続的なサポートシステムが不可欠となってきている。入所児童を中心とする問題改善への援助と、家族関係の構築のための諸機関との連携と共に状況に応じてボランティアや親族の協力も含めたネットワーク活動も方法である。

養護施設の入所児童に対する処遇援助のみでなく、所在する地域社会の子どもたちに対するプログラムの提供、養育に関する相談援助、地域から必要な施設として地域の要養護問題の発見と、社会的養護のための児童相談所への連絡的機能をもつこと、地域における予防的・発見的機能を果たすことにより、地域との協力化をめざすこと、これらに対し専門機関のみが専門性をもって対応していくことは不可能である。その意味でも、地域内に存在する各社会資源との連絡調整と各種ネットワーク間の整合性の確保が必須となり、児童福祉施設が日常的・継続的な連携の調整機能を果たすことが求められているといえる。

緊急的なニーズに対応する体制づくりを早急にしなければならない。児童問題の潜在化しやすいことや家庭における過度の放任や虐待を受ける児童の増加傾向から緊急的に対応できるサービス体制の充実が急務であると考える。最近、厚生省の児童虐待の実態報告がニュースとして新聞、テレビで報道されるや、児童相談所の一時保護所は通告されたケースで満員となり、一部は養護施設への一時保護が期待されている。

すでに特定の家族の問題ではない

子どもの人権を考えるならば、状況に応じて柔軟な対応が迅速に積極的に図られることが、利用する地域社会側からの新たなニーズである。要養護問題は、すでに特殊な特定の家庭だけの問題ではない。この調査から養護施設において明らかとなった以下の点を挙げて結びにかえたい。養護ニーズの質的側面は

①母子家庭型から父子家庭型が主流となり、母親の養育放棄の多発に原因する。

②単純な措置理由から複雑多問題の措置理由に変化している。

③経済的貧困のみでなく、養育能力の貧困へと重層化している。

④親族、地域から孤立的になっている。

⑤母親の精神障害が増加している。緊急保護を必要とするケースの増加。

⑥養育意志が希薄で生活能力に欠ける母親の増加。

⑦児童の虐待、放任にみられる養育能力をもたない親、養育を拒否する父母。

⑧親子関係の不調、適切でない養育から情緒不安定、登校拒否、家庭内暴力の問題をもった児童の入所が増加。

家庭機能が弱体化の方向を強めている今日、要養護問題は特定の特殊な家族だけに起こる問題ではなく、何らかの問題を契機としてすべての家庭に起こり得る問題であると思うのである。

特集

変容する家庭と子どもの危機〔I〕

子どもの食生活にみる家族機能

日本総合愛育研究所研究第4部長 水野清子（みずの きよこ）

1. 日本人の食生活の現状と変遷

厚生省は日本人の栄養素摂取や食品摂取の実態を把握するために、昭和20年から毎年「国民栄養調査」を実施しており、これは日本人の食生活の実態や変遷を調べる上で貴重な資料になっている。

最新の昭和62年の調査成績から国民平均一人一日当たりの栄養素等摂取量をみると、鉄とカルシウム以外の栄養素等は栄養所要量を充たしており、平均的には概ね満足な状態と言える。しかし、個別に検討すると平均値に相当するような栄養素摂取をしている者は必ずしも多くなく、栄養の過剰摂取やいまなお不足状態にある者が少なくないなど、個人格差の大きいことが示唆されている。

図1にほぼ10年前の昭和50年を100とした場合の栄養素等摂取量の推移を示した。エネルギーと炭水化物の摂取量は漸次減少しているが、動物性脂肪、動物性たん白質、脂肪は昭和58年より幾分減少しているものの、未だに昭和50年の値を上回っている。このような栄養素摂取パターンが小児成人病の発症に関与していると言われている。

エネルギーの栄養素別摂取構成比をみると、炭水化物由来のエネルギーは減少し、たん白質や脂肪由来のそれが高くなっている。これは主に米類、豆類、果実類の使用量が大幅に減少し、油脂類、肉類、牛乳・乳製品の使用量が増大していることを示している。従って、米、魚、大豆製品を中心とした従来の食事パターンから、パン、肉、牛乳・乳製品を用いた洋風的なものに変わり、このような変化は子どもの食生活にも何らかの影響を及ぼしていることが考えられる。子どもの嗜好調査成績をみると、子どもに好まれる料理の上位には片仮名の洋風メニューが挙げられることは周知の通りである。

一方、女性の社会進出、ファミリーレ

図1. 栄養素等摂取量の年次推移（昭和50年を100として）

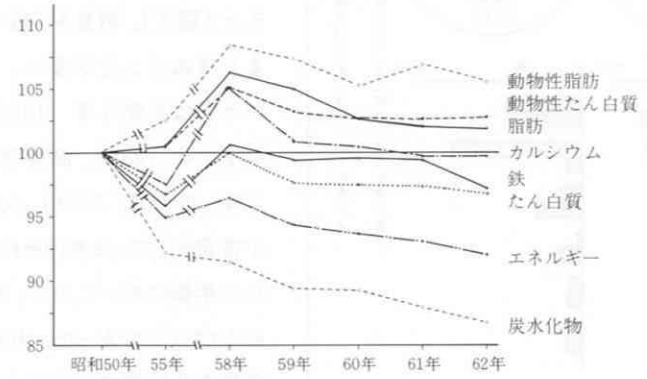

ストラン、仕出し弁当屋、24時間営業の店などの外食産業の急激な発展に伴い、食に関するさまざまな仕事が次第に個人や家庭から離れ、社会へ移行する傾向が強まっている。総務庁の家計調査成績による食料支出額の年次推移をみると、日本人の食生活は昭和40年前後を境にして、家庭で調理される食物費の伸び率は低く、調理食品費の伸び率が著しい。また、食の外部化、すなわち外食費の伸びにも目を見張るものがある。外食の増加によって栄養素のバランスがくずれることが指摘されており、また、家庭の重要な食機能であった手作りの料理や日常の伝統食に接する機会は減少し、さらに家族揃って同じものを食べる共食の意義も薄らいできている。このことが子どもの健全育成上問題となる食行動の乱れの発生に何らかの影響を及ぼしている可能性が考えられる。

2.子どもの栄養素等摂取の現状と食の歪み現象

わが国の幼児、児童、生徒の食生活の現状についてはこれまでにいくつかの断片的な調査成績が報告されているが、前述の「国民栄養調査」に匹敵するような子どもを対象とした全国規模の調査は行われていない。しかし、国民の栄養・食生活の実態は子どもたちの食生活に何らかの波紋を投じていることは次のようなことから十分考えられる。

昨春発表された東京都の幼児食生活調査や各地域でそれぞれに行われている小・中学生の栄養素等摂取調査成績をみると、国民栄養調査の場合と同様に鉄やカルシウムの摂取量は栄養所要量を下回り、エネルギー、脂肪、動物性たん白質のそれは幾分多いなどの問題が指摘されているものの、平均値でみる限り良好と言える。しかし、いずれの調査においても個人格差のあることが強調されている。

一方、食行動の面では生活リズムの乱れによる偏食、欠食、栄養のアンバランスなどが相次いで報告されており、中でも発育期にある子どもの欠食は大きな問題になっている。

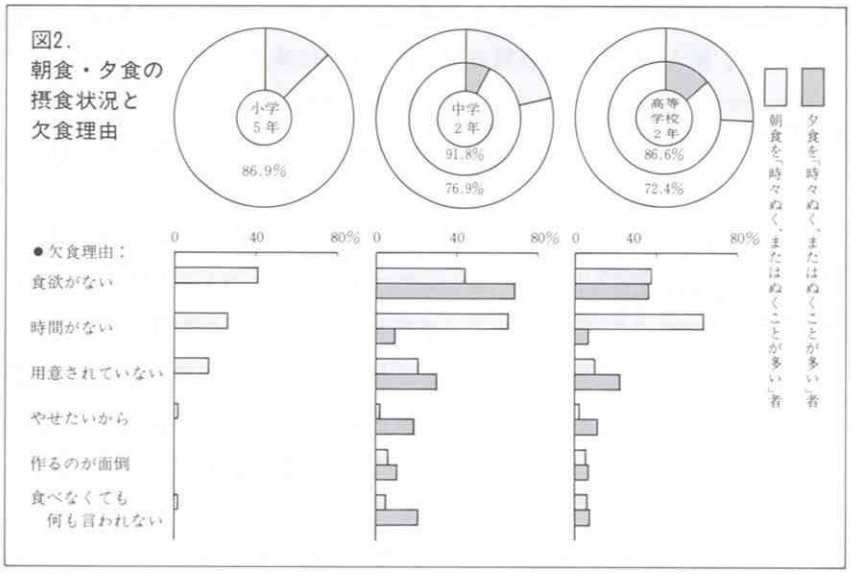

図2.
朝食・夕食の
摂食状況と
欠食理由

小学5年(562名)、中学2年(985名) および高等学校2年(1,455名) を対象に行った私たちの調査成績によると (図2)、朝食を「時々、またはぬくことが多い」という者は小学5年　13%、中学2年　23%、高等学校2年　28%で、この中、欠食が常習化している者はそれぞれの年齢において、0.7、5.9および11%であった。中学、高校生共に朝食に比べ夕食

の欠食率は低いが、「時々、またはぬくことが多い」者は8.2%、13.4%にみられた。朝食ぬきの弊害として疲れやすい、いらいらして落着きがなく、勉強にも運動にも身が入らない、貧血になりやすいなどの点が指摘されており、朝食の欠食は発育途上にあるこの頃の健康維持・増進を阻む因子になりかねない。

朝食の欠食理由をみると小学生では「食欲がない」という者が、中学・高校生では「摂る時間がない」という者が多い。夕食においてはいずれの年齢においても時間の問題よりも食欲の有無がその主な理由になっていた。しかし、数%ではあるが朝食および夕食の欠食理由に「食事が用意されていない」「作るのが面倒」「食べなくても何も言われない」などを挙げており、以前にはみられなかった食をめぐる家庭環境の変化が現われている。

3.〝食〟をめぐる家庭環境の変化

近年の食環境の変化の一つとして家族が食事をばらばらに摂るいわゆる一人食べ（孤食）の増加が目立っている。

昭和57年、国民栄養調査の一部に3歳以上、12歳以下の子どもの食生活調査が組み込まれていた。これによると、「朝食を子どもだけで食べている」が全体で21%もあったこと、それらの子どもの食欲は両親と一緒に食べる者に比べ劣っていること、また、約4人に1人は間食を食べたい時に食べたいだけ与えられており、最もしばしば与えられていた間食は、いわゆる「スナック菓子」であったことが指摘され、さらに孤食する場合には栄養のバランスも劣っていたという。

前述の私たちが行った調査成績によると（図3）、朝食時に孤食する者は小学生、23.4%、その後、加齢に伴ってその割合は増加し、高校生では46.8%に達する。また、夕食の孤食率はいずれの年齢においても朝食に比べて低いが、それでも6～10人に1人の割合で孤食する者がおり、特に高校生に多かった。

図3. 孤食の実態と孤食理由

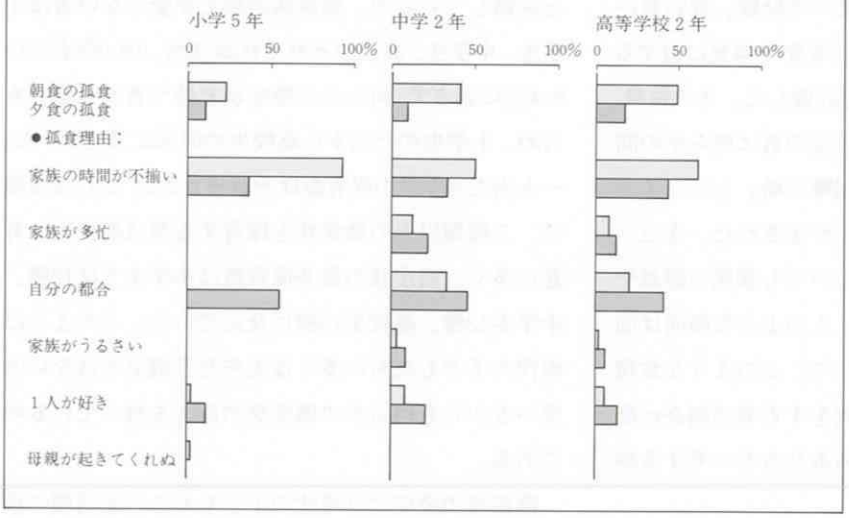

朝食時における孤食理由として、小学生では90%以上の者が家族の時間の不揃いをあげており、現代の家庭生活の一面がうかがえる。中学・高校生においても½～⅔の者は小学生と同様な理由を挙げているが、それに加え自分の都合による孤食がふえている。また、少数ではあるが、「家族がうるさい」「一人が好き」という理由もみられ、食卓が家族

のコミュニケーションの場になっていないことを物語っている。

今年の5月に厚生省から「子どもと家庭に関する意識調査」の結果が発表された。これによると子ども（末子が0～6歳未満の場合）と夕食を週4日以上摂る親の割合は父親56.7%、母親89.8%で、父親の6割、母親の9割近くが1週間に半分以上、子どもと夕食を共にしているという。また、この調査において子どもとふれあう時間の不足やしつけに関する悩みをそれぞれ15.1%、34.7%の親が訴えていた。このことは家庭教育そのものが出来にくい現状にあることを示唆しているように思われる。食べることは生活の基本であり、食教育は先ず家庭において、日常の食卓で行われる。食卓が家族の団欒の場となり、家族で囲む食卓こそ生きた家庭教育、食教育の場となるはずであるが、現代の子どもたちのしつけはどうであろうか？

私たちは前述の調査対象の食環境を家族機能（食卓の団欒、食事中のテレビ視聴、食の外食化）、食事のしつけ（残食、行儀、買い食いの経験、買い食いに対する親の考え方）、食態度（残食や偏食に対する態度）の項目により問題傾向を評価した。その結果、いずれの年齢においても約⅔～¾の者は何らかの問題をもっており、「食卓は一家団欒の場」というイメージは徐々に消えつつあることが示された。また、食事に対するしつけや態度についても家族の認識や態度が放慢になる傾向にあり、このような傾向は加齢と共に強く現れていた。そして、このような食環境に問題を持つ者に欠食や孤食をする者の割合が高かった。食をめぐる家庭環境のあり方を一考する時がきているように思われる。

4.子どもの健康と食環境

わが国では年々乳児死亡率が低下して平均寿命が延びており、これらからおしはかれば日本人の健康状態は大変良好であるように思われる。

「朝は快く目覚め、朝食をおいしく感じ、日中はエネルギッシュに活動し、夜は熟睡する。そして翌朝は全く疲れが残っておらず明るい朝を迎える。」私たちの誰しもがこのような毎日を過ごせたらすばらしいに違いない。少なくとも成長期にある大部分の子どもたちは自分の体に異常などを感じず、このような健康状態を満喫できるはずであるが、実際に子どもたちの健康状態はどうであろうか？

身体的に器質的疾患を持たない場合でも身体的（ときには精神的）訴えを持つことがある。これは「自覚症状、微症状、あるいは不定愁訴」などと呼ばれ、現在では健康状態を客観的にとらえる手段の一つとしてこの概念が提唱され、その発症がさまざまな角度から検討されている。私たちの調査成績においても86～89%の者は自分の健康状態を「丈夫乃至普通」と評価しているが、微症状の訴えが全くない者は小学生、中学生、高校生それぞれ24.8%、18.0%および9.4%に過ぎず、何らかの微症状を持つ者が大部分を占め、小学生の75%から高校生の91%に及んでいた。一人当たりの平均保有数はそれぞれ2.2、2.7、3.9種で、5種類以上の微症状を保有する者は高校生に有意に多く、微症状の最多保有数は小学生では12種、中学生13種、高校生16種に及んでいた。このように現代の子どもたちの多くは丈夫乃至病気ではないと言いながらも何らかの微症状の訴えを持っているのである。

微症状の発症には現代の子どもたちの生活圏の狭

少化、それに伴う遊びまたは遊ぶ機会の減少、さらに試験地獄、そのための塾通いなどによる生活の乱れやストレスが関与するものと思われる。しかし、食をめぐる家庭環境や食生活のあり方もその発症に影響を及ぼしていることは否めない。図4に示したように微症状無しの者と5種類以上持つ者と比較すると、いずれの年齢においても朝食や夕食の欠食をする者、また孤食する者はしない者に比べ、微症状を5種類以上持つ割合が高い。さらに家族関係、しつけ、食態度と健康との間にも関連がみられた。子どもの健康維持・増進を図るには児の生活や栄養・食生活のあり方が関係することは言をまたないが、食を通して家族とのコミュニケーションを深めることにより心の安らぎを覚え、安定した情緒を育て、それが児の健康にも大きく影響を及ぼすのである。

図4. 微症状の発症と食生態および食環境との関係

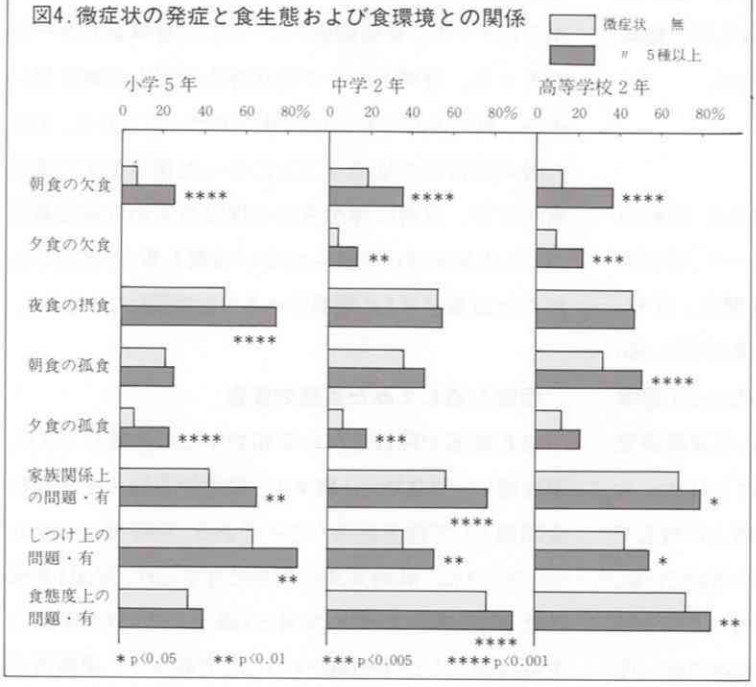

5. 望ましい食環境の確立をめざして

今後、急速に進む高齢化社会を担っていく児童を心身共に健全に育てていくことこそ、保育にかかわる者の極めて重要な課題であろう。

子どもたちは保育所、幼稚園、学校生活の中で健康や栄養に関して多くのことを学ぶが、健康や食教育についての責任は先ず、家庭にあると考えたい。今日では仕事を持つ母親や知的教育にのみ走る家族、情報が氾濫する中で右往左往している母親たちがふえ、子どもにとって本質的な教育を行うための家庭の機能を失いつつある家庭は少なくない。「食の乱れ」が健康や心の乱れとならぬよう、個人、家庭を中心として地域、保育所、学校そして行政との情報交流をもちながら望ましい食環境の確立を目指したい。

以上、日本の子どもを中心に述べてきたが、現在、私たちは途上国の食糧危機をよそに大部分の人々がいつ、どこでも食べたいものを食べたいだけ摂ることができる、まさに「食べもの天国」の住人と言えるであろう。しかし、地球の⅔は「飢餓や低栄養」で苦しみ、悩んでいることを忘れてはならない。今年の8月、ソウルで第14回国際栄養学会議が開催され、95ヵ国からの参加の下に、子どもの栄養についても討論された。世界の一人ひとりの子どもがより健康に成長していくために、地球規模で互いの国がハーモニーをとりながら、栄養・食糧問題を考える時がきていることを忘れてはならないと思う。

特集

変容する家庭と子どもの危機〔I〕

日本の家庭児童相談活動

相談を通してみる家庭の変容

逗子市福祉部福祉課
家庭児童相談室 相談員 宮森育子・稲毛裕子

はじめに

逗子市に家庭児童相談室が設置されたのは厚生省の通達より10年後の昭和49年4月である。当相談室の15年間の相談内容からも社会の変動による家庭生活の変化、子育てへの影響が大きくみられる。徐々に移り変わる中で問題意識も薄れて手抜き状態も当たり前のこととなったが、それが子どもたちの日常生活の上にいろいろな問題として表われている。逗子市は人口57,000人強の小規模都市であるが、相談内容の実態から家庭の変容を捉えてみたい。

相談内容の実態

表1は15年間に扱った相談延べ件数である。昭和50年度の相談実数は性格、生活習慣等17ケース、学校生活等18ケース、心身障害30ケース、家族関係、非行、知能、言語等の合計11ケースで、延べ件数合計2,980件である。きめの細かい相談活動であったことが想像される。50年半ばの学校生活等の相談は、心身障害児の就学・進路不適応が多い中で登校拒否も11ケース記録されている。登校前の胃痛、頭痛の訴えに対して児相や専門医と連携をとり、母親の変容に努めている。その他いじめられる側からの相談、その後いじめる側からの相談もみられる。表1の学校生活等の延べ件数が51年から61年の間が極めて少ないのは、主訴は学校生活にあっても要因は家族関係やクライエントの性格、生活習慣にみられるケースが多いためである。

62年度より学校生活等の種別がさらに3区分されたことからも相談内容の複雑化が窮える。最近は幼児の登園拒否やチック症、吃音症状も目立ってきている。平成元年度就学児500名余の中での相談件数は性格、生活習慣等12ケース、知能、言語19ケース、登園拒否8ケース、家族関係7ケース、心身障害93ケースであった。母親がチック症状等を子どもの癖と思い込み、何の手だてもなしに過ごすケースもある。最近の母親は自分の生活リズムに合った預けやすい園を求めるが、保育に専念される保母さんの貴重な観察による情報を受け止められない母親も多く、保母さんたちは母親に正しく理解させることで悩むこともある。

相談を通してみた家庭の変容

当相談室が開設された昭和49年ごろは落ちこぼれ、学校嫌い、勉強嫌い、無気力、登校拒否等の症状を社会問題として悩み始めたころである。50年度にかかわったケースに、乳幼児期に海外で育てられ、帰国1年後に就学した男子がいた。父母と1歳上の姉の4人家族で、主訴は話し方が不明瞭ということであった。発語器官

に器質的な異常は見られなかったが、唇は開けたままで舌の動きも不活発であった。タクワンなども噛まずに、しばらく舌で左右に移し動かしたあとのみ込んでしまった。うがいもできなかったが、これは日常生活での経験がなく習得されていないためであった。

そのころ国内でも紙おむつが普及中であったが、母親の話から乳児期に常時紙おむつを使用していたこと、しかも7時間使用可能のものであったので、1日3回しか交換しなかったことなどを知った。ある保育園の園長が「昔はおむつを取り替えるとき臭いを嗅いだり、色や硬さを見て子どもの健康状態を確認したが、今は排便されても見もしないで、おむつをそのまま丸めて捨ててしまう。かわいい洋服は次々買って着せたりはするが……」と話されていたが、おむつを洗う必要がなければ、排便に留意する感覚も薄れると思う。子育てには、排便の状態ひとつからも、子どもの健康、ひいては食べ物、食べ方へと関連づけていって子どもを見ていく目が必要である。排便といったささいなことと思われやすい場面も、子育てにおいては、基本的な生活習慣へつなげるために見逃してはならない場である。本児は発達の遅れや構音障害だけではなく、社会性の欠如、併せて性格面の偏りも見られたケースであったが、このような紙おむつの使い方に限らず、文明の便利さのみに目を奪われて子育てにおいても無意識のうちに手を抜いてしまい、その便利さを上手に利用するということが忘れられてきている。　(I.M.記)

〔表1〕15年間に扱った相談延べ件数　逗子市家庭児童相談室

種別／年度	性格・生活習慣等	知能・言語	学校生活等			非行	家族関係	環境福祉	心身障害	その他	合計
			人間関係	登校拒否	その他						
昭和63	258	215	309	1,014	249	84	997	7	605	39	3,777
62	540	435	347	773	152	85	824	12	352	2	3,522
			学校生活等								
61	1,391	821	19			0	0	7	20	0	2,258
60	1,227	772	7			6	0	0	47	15	2,074
59	881	375	7			9	8	6	119	0	1,405
58	728	39	0			112	3	3	200	0	1,085
57	314	72	1			6	0	4	161	0	558
56	66	162	8			1	0	4	150	0	391
55	45	204	19			7	3	6	200	9	493
54	23	407	19			4	0	0	381	0	834
53	7	381	13			1	1	8	557	0	968
52	10	227	17			1	1	12	528	2	798
51	42	122	8			0	1	1	364	2	540
50	565	922	145			6	19	2	1,260	61	2,980
49	234	129	186			0	0	0	187	9	745

〈備考〉1. この表は厚生省児童福祉法第83の2による。
2. 昭和62年度より学校生活等が「人間関係・登校拒否・その他」に分けられた。(厚生省通達)

家庭児童相談活動の内容

これまでに述べたように、今日家庭の社会的役割や機能は大変弱まってきている。人々の価値観の多様化、個性化が進み、家族間はズレを生じ、不安定でとらえどころがない。それは不確かなアミーバー運動の構図のようである。こうした社会的状況の中での対応策はサポートシステムである。それは母性原理ともいえよう。家族の弱体化という状況の中で、ともすれば「家族だけの問題」として、あるいは私的な「家族の出来事」としてとらえられがちな事柄について、「家族の問題」が時にはコミュニティー全体に影響を与えるものであるという認識をもつこと

も必要である。また問題解決を因果論的に解釈したり説明したりするのではなく、あるがままの現象面をとらえ、人間同志の了解の中で改善の可能性を探っていこうとする姿勢が大切である。このようなことから、面をとらえたリゾーム（蓮根）状に自分の時間と他人の時間を組み合わせ共有する小さな世界を家庭児童相談室では作りあげている。

以上の観点から家庭児童相談室の活動のポイントを2つ上げてみようと思う。

その一つは、相談室は子どもの問題を通してその背景にある家族全体を丸ごと把握しようとするものである。一人の問題児を家庭でもったらその子どもをどう扱ってよいかわからず、母親のみならず家族全体がイライラと不安に包まれるのは当然であろう。カウンセラーの仕事のほとんどは母親の不安、親子関係の緊張、混乱を緩和するための家族間の人間関係の調整を行う家族カウンセリングに当てられる。その窓口は母親との面接が主であるが、時には、父親、祖母、親類等にもカウンセリングに参加してもらう。子どもの箱庭療法や絵画療法のセラピーの記録をみせたり、またプレイセラピーの中に一緒に彼らの参加を図り、いわば全治療過程の一コマに時間を共有してもらう。そこから人間関係を発展させ、共に皆が成長し変化していくことで再統合することをモットーにしている。周りが子どもを受容しホールディングすることで一つの治療環境ができる。そしてこの「家族のキャパシティー」をサポートしていくのがカウンセラーの重要な役割の一つにもなっている。もちろんクライエントの子ども個人を対象に1対1でその子どもの精神構造、内なる世界のインテリアを問題としてカウンセリングや心理療法を行い、情緒の成熟や安定を図り、自己実現へと発展させていくことも含まれる。カウンセラーの把握すべきことは、クライエントの心身の健康的要因、環境的要因、パーソナリティー要因が全体として家族に認知されているかどうかということである。カウンセラーにとって「クライエントの治る」ということは医学的に「回復した」という意味ではなく、時間的介入を要する成長であり、従って人間の生活史、物語性に参加するものなのである。

その二つ目は、カウンセラーはクライエントの子ども自身や家族の内なる世界を理解し、その歩みを援助しサポートすると共に対外の環境の調整が必要とされる。子どもの世界は家庭の外に近隣、学校等によってたつ行動空間を抜きにしては考えられない。地域社会のネットワークシステムにもかかわっていくことである。そしてネットワーク全体を福祉臨床の方向にもっていく。人々が偏見をもってみたり、拘束する限り福祉(well-being)はありえないからである。

家庭児童相談室における相談や指導では、このようにクライエントを対象とする治療的カウンセリング等による「直接的ソーシャルワーク」と地域社会のネットワークを行う「間接的ソーシャルワーク」とがある。図1の通り、前者はクライエントのかかえる現在の問題を解決することを目的とするカウンセリング・助言指導である。①アプリケーション。来所経路および申し込み。②インテークインタビュー。ケースの内容（主訴、生活史、生活状況等）。③スタディー。学校、病院、警察等の資料集め。問題の本質を見出すこと。④トリートメント。カウンセリング、心理療法（プレイセラピー、箱庭療法等）。これらは植物でいえば幹の部分であろう。後者は集

団、コミュニティーにおける学校教諭、保健婦、医師、民生員等とのネットワーキングである。クライエントのためのよりよい共通関心理解をもって社会的サービスおよびサポートを行うネットワークケアーである。花の部分に相当する。

家庭児童相談とは、クライエントの心理社会的な問題を共に解決し再構成を図るという自己実現と社会適応のためのソーシャルワークであるが、これを

〔図1〕

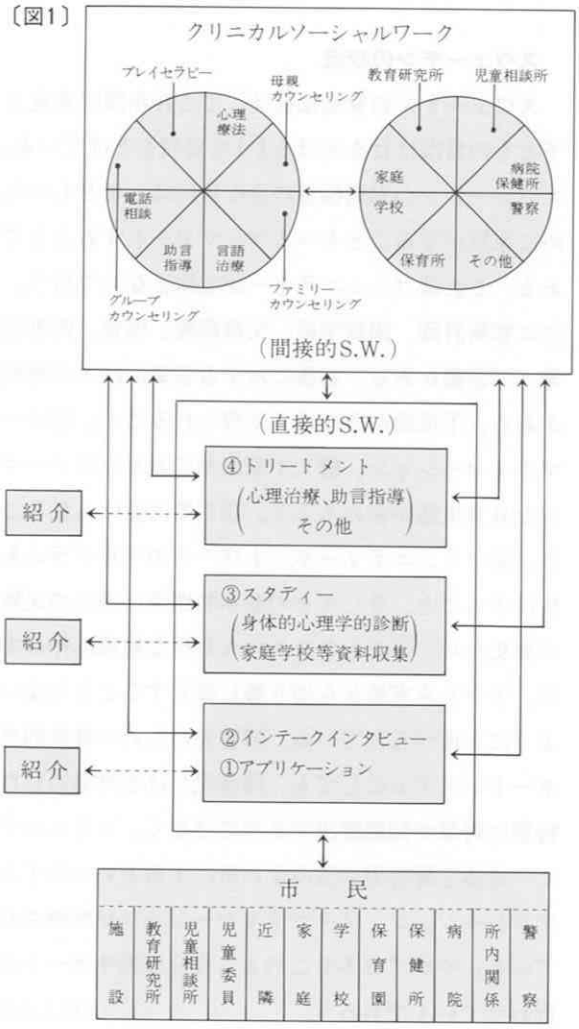

一つのモチーフとして、ナタールセラピー（再出産療法）とソーシャルワークを重ね合わせた登校拒否（小学5年男子）の事例を上げてみる。

●初期(受胎期)　本児は午前中気分が悪く、朝起きられず、食事にも変化がでてきて、生活のリズムがとれなくなる。家族や教師からは「わがまま」と評価され、本児は学校に行きたくても行かれないで苦しんでいる。喘息がでる。カウンセラーは母親に子どもに安心感を与え、家庭は子どもを受容できる治療的環境となるように指導する。ちょうど胎児が子宮内で完璧な宇宙遊泳を保障されるように。カウンセラーは教師、医師、母親とネットワークをつくりクリニカルアイデンティティーをもつようにする。

●中期(妊娠安定期—とじ込もり)　本児は外出をあまりしなくなり夜昼の生活が逆転。「夜の航海」が続く。わがままになり甘えん坊にもなる時期。箱庭療法では「ピラミッドとファラオの王妃」とか「森」といったテーマがでてきて、死、モヤモヤしたもののイメージが象徴的な「死と再生」を現わしている。この頃周りが「いつまで不登校が続くのか」とあせり気味。カウンセラーはそれに対して、外からコントロールしようとせずに、あせらず胎内での十分な成熟を暖かく見守るように指導。両親、祖母、叔母等に本児の箱庭の作品を通して共通理解をもってもらう。

●後期(出産期)　本児には胎動の動きがみえる。部屋の整理、教科書をみたり、夕方の外出をするようになる。箱庭の作品にも「公園」「街」といった開放的なイメージがでてきて、新しい自我の形成がみられる。カウンセラーはこの時期学校の養護教諭と連携プレイをとる。現実の社会での受け入れとして、出産過程の積極的な役割と並んで擬似的母子関係を

結んでもらうように協力を依頼。カウンセラーはこの時いわば産婆の役を受けもち、本児に付き添って保健室登校をする。最後には本児自らに主体性がでてきて、よりよい自己実現の歩みがみられた。

家庭相談活動の今後のあり方

家庭児童相談室は、コミュニティーのソーシャルワークをめざす開発の窓口として、プライマリーケアーの源泉である点をもっと強化すべきと思う。そして相談室を利用する市民とカウンセラーのパートナーシップは、地域性やクライエントの問題の特性、ニーズを考慮し、青写真ではなく、よりフレキシブルな対応のできることが望ましい。今までのソーシャルワークは、家庭で面倒みきれない人に援助を与えていくという後始末的福祉に限られていたが、これからは家族そのものを「かたまり」としてサポートしていくという形にもっと広がっていくものと思われる。積極的な助言指導と予防的なソーシャルワークとして、家庭やコミュニティーに接近していく必要があろう。そのためにも、コミュニティーケアーの一環として早期発見を図る必要がある。当市では、比較的早期に学校から相談がある。「教師として学校内でその子どもにはどのように対応していったらよいか」、あるいは「相談室に子どもと親をどのようにつなげたらよいか」などについて。

それからコミュニティーネットワークの連携や協力の仕方、方針について不明確さがみられる点である。現在臨床福祉としてのクリニカルアイデンティティーは合意が得られにくい状況なので、もっとクリアーになっていくことを期待したい。

最後に、家庭児童相談室そのものの時空の問題がある。設置条件としては、地域の中央より外れた場所で人目を意識することなく気軽に入ってこられる場所がよい。クライエントはプライバシーにナーバスであり、従って相談室も1対1の小じんまりとした部屋、できれば出入口も別々がいい。それとカウンセラーの地域に根ざした安定した取り組みが大切である。そのためにもカウンセラー自身の研修の積み重ねも必要とされる。

スウェーデンの状況

スウェーデンの家庭福祉は、ここ10年間に家庭と子どもの状況は目をみはるような変貌をとげている。スウェーデンの家庭福祉の主な目的は、子どものために家族がすることをヘルプしサポートすることである。これはコミュニティーが主体となって行う。主に家族計画、両親学級、父母保険、保育、障害児等々の活動がある。家族に対する事業には次の原則がある。①援助が家の近くで得られること、②ノーマライゼーション。個人や家族ができるだけノーマルな日常生活が営めるよう。③平等に受けられること。④コミュニティーネットワークのプログラムを提供すること。そしてその基本的理念は過去の民族の歴史から、子どものための大規模な施設は作らずに、子どもを家族から切り離し孤立することのないようにと述べられている。障害児のための社会的サポートシステムにしても、障害児だけを対象にした特別の対策で問題解決するのではなく、コミュニティー自体を障害児の住みよい所にするといったインテグレーション、ノーマライゼーションが反映されている。やがて日本もこのような社会的サポートが行われていくであろう。（H.I.記）

特集

変容する家庭と子どもの危機〔I〕

アメリカの保育問題

社会の変化と連邦議会での動き

財団法人 日本児童問題調査会 渋谷百合（しぶやゆり）

「外で働く父親、家庭で家事・育児をする母親」という伝統的家族は10%内外といわれる現在のアメリカではいまや数多くの母親が就労し、共働き家庭の子どもの保育をどうするかが大きな社会問題としてクローズアップされている。こうした現状に対し、第100期連邦議会にはthe Act for Better Child Care Services（以下ABC法案と略記）を中心に100以上の児童の保育・養育（育児休暇制度を含む）に関する法案が提出され、対象となる家族・保育の質向上のための基準・連邦政府の責任等について激しく討論されたが会期中には結論に達することができず、結局次の第101期議会に多くの保育・養育関連法案が再び提出されている。

ここでは保育が社会問題化してきた背景および第100議会での争点についてABC法案を中心に簡単に述べたいと思う（ただし、育児休暇関係を除く）。

社会的・経済的変化

女性の高学歴化、社会進出が進んで全労働者中に占める女性の割合が増加し（表1）、母親が働くケースも急増している（表2）。この背景として性差別のない社会への希求、女性の意識の向上が大きな役割を演じていることには間違いないが、それと共に労働市場の変化も見逃すことはできない要素の一つと思われる。

まず出生率の低下等によりアメリカの人口増加率は2000年には0.7%にまで減少、特に16～24歳の人口は1979年から1986年の間に8%減少し、この傾向は

表1 アメリカにおける働く女性の推移

（年）	1950	1960	1970	1980	1990	2000
女子就労者数（千人）	18,389	23,240	31,543	45,487	57,230	66,670
女子の就労率（%）	33.9	37.7	43.3	51.5	57.5	61.6
全労働者に対する女性の割合（%）	29.6	33.4	38.1	42.5	45.8	47.5

（資料）Workforce 2000, Hudson Institute, 1987

表2 就労する母親と子ども

- 18歳未満の子がいる母親（夫あり）の就労率
  18%（1950）→65%（1988）
- 6歳未満の子がいる母親（夫あり）の就労率
  12%（1950）→30%（1970）→57%（1988）
- 1歳未満の子がいる母親（夫あり）の就労率
  33%（1979）→51%（1987）
- 出産後1年以内に職場復帰する母親の率
  31%（1976）→51%（1987）
- 就労している母親の⅔がフルタイム

（資料）労働統計局（BLS：Bureau of Labor Statistics）等によるものより

向こう15年間続いてかなりの労働人口が減少すると予想されている。そこで現在の生産力を維持するためにも従来働かなかった母親を労働力とする必要性が生じてきたといえよう。

一方、労働市場は1970年代中期を境にその中心を製造業からサービス産業へとシフトして製造業によるGNPのシェアも30%(1955年)、21%(1985年)、17%(2000年)と減少傾向にある。1979年から1985年の間に約170万種の製造関連職が姿を消したのに引き換え、およそ800万の新しい職業が誕生したがそのほとんどがサービス業関連であり、現在もサービス業従事者の¾を占める女性の労働市場がますます拡大する結果となっている。しかし製造業に比べ規模が小さく顧客のニーズを重要視するサービス業では低賃金でパートタイムを多用することが多く、サービス関連の雇用者が60%を超えた1970年代には一世帯当たりの年間所得が停滞・減少している(表3)。特に世帯主が25歳以下の家庭(子どもあり)では1973年から1986年の間に収入が43%も減少したとのデータもあり、父親一人の収入では家計が支えきれず母親も働かねばならない現実が存在するのであろう。家計に占める妻の収入の割合(1967→1985年)も白人家庭(11→18%)、黒人家庭(19→30%)、ヒスパニックの家庭(14→20%)といずれも高くなっている。

表3 サービス関連雇用者の増加と所得の停滞・減少
(1947～1985年)

(資料)Service Employees Union International, 1987

現在の保育状況と第100期連邦議会での争点

1.保育サービスの充実に関する連邦政府の役割

保育に関する全国的データがほとんど存在しないため、現実に保育所・保育者不足の状態にあるかどうかがまず問題となる。その需要—供給は経済学的平衡状態にあると主張する学者もいるが、一般的には乳児・学齢児・病気や障害をもつ児童を対象とした保育はかなり不足していることが知られている。また1980年代半ばに保育所での児童虐待がマスコミの関心を集めて以来、保険の新規加入・継続を断られる保育所・保育者が非常に多く、結局保育料増額、親の負担増大という結果となっている。アメリカ国勢調査局によると手頃な料金の保育所がないため働けないという母親は5歳未満児をもつ母親の26%、母子家庭世帯主の45%、学齢児をもつ未婚の母の48%にも上がっているという。

ABC法案では、連邦政府の補助対象とすべき保育サービスの決定権を現状・ニーズを適確に把握しうる州に委ねているが、特に不足している乳児などの保育に補助対象を限定する方が有効との批判もある。また同法案は質の向上を確保するため補助対象を州などの認可する保育サービスに限っているが、これでは現在でも大部分が無認可の保育ママをそのまま放置することになりかねないという反対意見、さら

により良い保育サービスを受けるためには親の経済力を高めればよいとして親を補助対象にすべきであるという主張もある。

2.援助対象とすべき家族

現在、連邦政府の児童養育に関連する予算の半分以上は児童・扶養者扶養控除(the Child Care Tax Credit, the Dependent Care Tax Credit)に充てられているが、この控除は払い戻し制度も所得の上限設定もないため納税者でない低所得世帯には全く意味のないものになっている。保育料は場所・保育内容等によって1,500～10,000ドルと幅があるが大部分は3,000ドル内外であり、貧困家庭の¼が収入の⅓を保育に費やしている。特に貧困ライン以下の割合が35%を占める母子家庭では保育料が払えないため働けずいつまでも経済的に自立できないことも多い。

ABC法案では対象を低所得および標準所得世帯とし所得に応じたスライド方式で保育料(無料を含む)が設定されているが、連邦政府の援助は低所得層に限定すべきであるとの批判がある。対象から標準所得世帯を除外すべきでないとする根拠には、全児童の健康・安全および女性の社会的平等の確保が連邦政府の責任であること、社会保障法修正第20号の一括助成による保育プログラムおよびヘッドスタート・プログラムが低所得層を対象としていることなどがあげられ、一方、対象を低所得層のみとする根拠には現在児童・扶養者扶養控除がすでに有効に利用されている標準所得層を二重に保護する必要はないこと、低所得対象のプログラムには要件を満たしても参加できない「待ち」の状態にある人が数多くいること、同法案によると2,200万の子どもが対象となり得るがこのほんの一部が実際に援助を受けられ、しかもその場合に最も援助を必要とする世帯が必ずしも援助されるとは限らないことなどがあげられている。

この他、児童・扶養者扶養控除につき低所得世帯には控除分を払い戻す、所得の上限を設定するなどの改正案も検討されている。

3.保育基準と連邦政府の責任

保育の目的が親の就労援助か児童の発達促進かなど、保育そのものに対するコンセンサスを欠くため何が質の向上につながるか容易には結論が出ない。しかし少なくとも児童の健康と安全の確保が最低基準となることにはほとんどが合意し、これは通常、州・

表4-1 保育に関するデータ

1.働く母親をもつ子ども

6歳未満児……49%=約1,090万人(1985)
68%=約1,500万人(1995)
6～17歳児……62%=約2,570万人(1985)
80%=約3,440万人(1995)

2.保育施設等の状況(1986年)

	数	保育児童数
認可保育所	40,000ヶ所	210万人
登録保育ママ(保育ママ全体の6%程度)	105,417人	42.2万人～79.3

3.5歳未満児の保育(1984～85年冬)

親類・親しい友人 47%	保育ママ 23%	保育所等の施設 24%	その他 6%

(資料)1: Bureau of Labor Statistics (BLS)
2: National Association for Education of Young Children (NAEYC)
3: U. S. Census Bureau

地方自治体が保育者の資格・児童／保育者の割合・衛生設備・保育室の広さ・プログラム内容につき定められた基準に基づき保育サービスを認可するという方法で確保されている。ただしその内容は37州で保育ママに関する基準の一部を欠くなどの問題もあり、また全般的に州ごとに非常に異なったものとなっている。全国的保育基準は1968年の連邦機関相互保育基準(the Federal Interagency Day Care Requirement)が保育者指導・保育者一人当たりの児童数・保健衛生等を定めたがほとんど実行されず、その後修正されて一括助成による保育サービスの基準となったものの1981年にはそれも除外された。『あまりに多様な保育状況は単一の基準では対応し得ない』1985年連邦厚生省の発表である。

ABC法案は保育所・保育ママ・グループホームを対象に設備状況・保育児童数・保育者の割合・保育者の資格・保健衛生対策・親の参加について全国的基準を設定し、さらに州に毎年の履行状況検査を義務づけて、数多い法案の中でもこの点で最も包括的なものとなっている。同法案のこの部分には最も議論が集中し、反対理由としては良い保育者を数多く雇用することは保育料の増額につながる、検査は困難でかつ多くの費用がかかるため保育サービスに的を絞った予算にすべきである、単一基準の適用は個々の州の現状を無視することになり不適切などがある。一方、州によっては児童が適切な保育を受けていないこと、全国的統一は感染症・児童虐待等の防止および保育の全体的な質の向上に有効であるというのが全国基準設定を支持する根拠である。

ただし5歳未満児の保育は23%が保育ママ(90%が無認可)、23.5%が祖父母など親戚に頼っている状況であり、保育基準の導入によって実質的にどれほど影響があるかも憂慮されている点ではある。

表4-2 母親が就業し、5歳以下の子をもつ家庭の子どもの保育方法
(国際比較)

(単位=%)

	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
公立の保育所、託児施設	37.6	6.4	1.2	15.1	7.3
私立の保育所、託児施設	11.6	9.8	1.9	8.5	0.6
公立の幼稚園	5.8	8.7	7.4	17.0	26.8
私立の幼稚園	9.8	6.4	3.7	2.8	5.6
夫または妻の父母	31.8	19.2	26.5	41.5	17.9
夫または妻の兄弟姉妹	2.3	6.0	4.9	3.8	1.1
その他の親族	1.2	8.3	10.5	8.5	5.0
近所の人	2.9	5.7	5.6	1.9	5.6
ベビーシッター	0.6	29.8	5.6	2.8	35.8
家政婦、手伝い	−	1.1	1.2	1.9	2.2
育児休業の利用	2.9	0.8	−	−	7.3

総理府「青少年と家庭に関する国際比較調査」1982年

表5 貧困ライン以下の母子世帯の労働状況
(1984年)

(単位=%)

年間を通して就労	正社員	7.9	13.3
	パートタイム	5.4	
仕事が見つかったときだけ就労		10.6	10.6
全く就労していない	仕事がない	7.7	76.1
	病気等のため働けない	10.8	
	家事、育児のため働けない	47.4	
	退職	2.0	
	就学中	3.9	
	その他	4.2	
合計		100.0(注)	100.0

(注)小数点以下第2位で四捨五入しているため、%の合計が100にならない。

(資料)David Ellwood, Divide and Conquer, Ford Foundation, 1987

4.その他の争点

以上の他、次のような問題点も指摘されている。

◆教会が運営する保育所が数多く存在するが、これらの保育所に連邦政府が援助することの正当性（特定の宗教活動への援助と宗教の自由）

◆児童・扶養者扶養控除は親の就労あるいは職業訓練のため必要となった保育費に対する控除であるため、家庭に留まる母親が控除を受けられないことの不公平さ（全ての親に対する育児手当とすべきではないか）

第101期連邦議会に提出されている法案

第100期議会にひきつづき第101議会にもABC法案（1990年度は25億ドル計上）を始め多くの保育に関する法案、税法の改正案が提出されている。

(1)児童の発達・教育法（Child Development and Education Act）

①ヘッドスタート保育プログラム（ヘッドスタート参加者に保育サービスを提供。親が就労および職業訓練を受けている標準所得世帯は所得に応じた料金を支払ってこの保育サービスを利用できる）②州の学童保育・4歳児幼児教育プログラムへの補助（低所得対象）③全国基準により認可された州の保育所・保育者等への補助、の三種のプログラムを実行する。1990年度は25億ドル計上。

(2)スマートスタート（Smart Start：Community Collaborative for Early Childhood Development Act）

州・地方自治体による原則として4歳児を対象とする終日・通年の幼児発達プログラムに対する補助。親の就労・職業訓練は要件ではない（低所得対象）。1990年度は5億ドル計上。

この他、基本的に税金の控除によって保育を援助する雇用促進法（Employment Incentives Act）、利用者のための保育拡充法（Parental Choices in Child Care Act）が検討されている。またブッシュ大統領は1990年度予算案として①特に低所得の世帯層に対する税の控除②児童・扶養者扶養控除の改正（納税するしないを問わず払い戻す）③ヘッドスタート予算の2.5億ドル増額（総額15億ドル）④企業内保育所の開設を阻む要因の調査　をあげている。

表6 州による保育サービスの認可状況（例）

州（法制定年）	対象となる施設	対象外
カリフォルニア（1987）	Day Care Facilities for Children Day Care Center Family Day Care Home	Family day care home B./R./H. 学寮
コネティカット（1987）	Child Day Care Services Child Day Care Center（12歳以上） Group Day Care Home（7～12歳） Family Day Care Home（6歳以下）	Sch. Act. B. 一時保育
イリノイ（1987）	Child Care Facility（1歳以上）	Sch. /R. Shp. Ctr. Fed. 障害児関係
マサチューセッツ（1987）	Day Care Center Family Day Care Home（1～6歳）	Sch. R. B.
ニューヨーク（1987）	Day Care for Children（3歳以上） Day Care Center（7歳以上） Family Day Care Home（1～6歳）	
コロンビア特別区（1987）	Child Development Center（5歳以上） Child Development Home（1～5歳）	

（免除の対象）
Sch.＝学校／Act.＝子どもクラブなど
Shp. Ctr.＝ショッピングセンター、一時保育室
Fed.＝公立施設／R.＝宗教団体による施設
B.＝ベビーシッター／H.＝病院の保育サービス
（資料）Children's Legal Rights Journal vol. 10, No.1, 1989

特集

変容する家庭と子どもの危機〔I〕

データでみる家庭と子ども

❶人口構成―1985年対2005年―確実な高齢化の進行

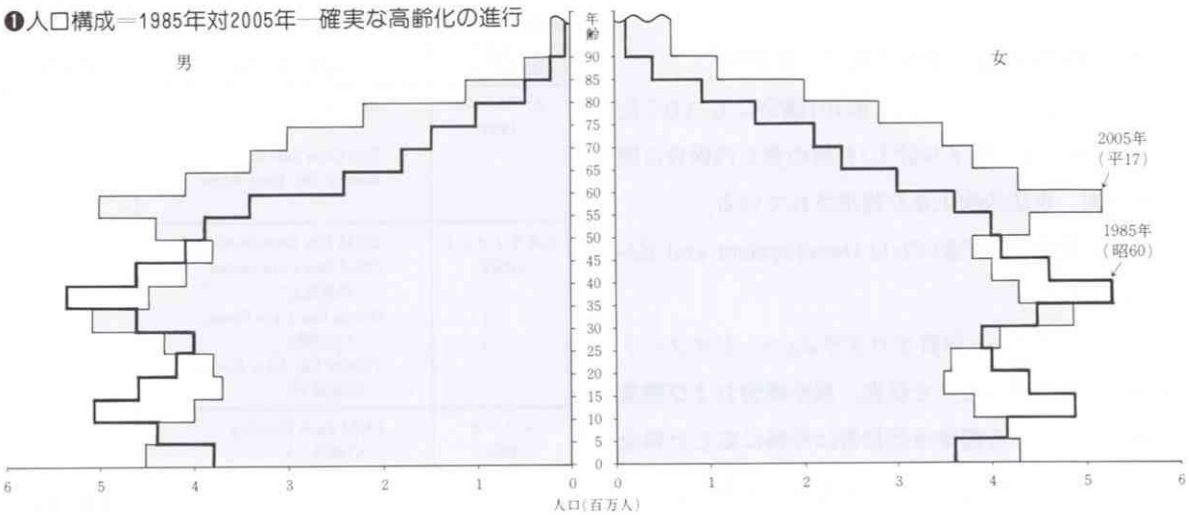

❷児童数の推移の予測―微妙な増減（単位：万人）

	0～5歳	0～17歳
	実数（指数）	実数（指数）
1965年（昭40）	974（93）	3,219（99）
1970（昭45）	1,057（101）	2,999（92）
1975（昭50）	1,192（114）	3,202（98）
1980（昭55）	1,044（100）	3,262（100）
1985（昭60）	906（87）	3,170（97）
1990（平2）	858（82）	2,916（89）
1995（平7）	927（86）	2,732（84）
2000（平12）	1,030（99）	2,800（86）
2005（平17）	1,051（101）	2,949（90）
2010（平22）	964（92）	3,008（92）

わが国の高齢化は2005年には65歳以上が18％を越えるところにまで進展する。膨大な高齢者層をいかにして社会・経済的に支えていくか。その中で人口規模が相対的に少ない子どもは、社会的に十分な支援を確保することができるだろうか。子どもにとって高齢化社会の問題は重い。

❸増えている「子どもがいない世帯」

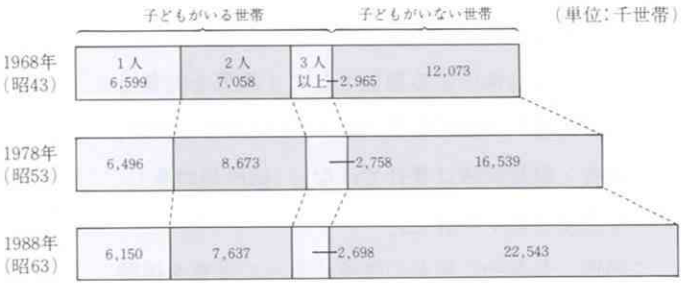

❹世帯構造のいずれにも増減の変化進行中

（単位：千世帯）

年次	総数	単独世帯	核家族世帯				三世代世帯	その他の世帯
			総数	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	片親と未婚の子のみの世帯		
1975年（昭50）	32,877（100.0）	5,991（18.2）	19,304（58.7）	3,877（11.8）	14,043（42.7）	1,385（4.2）	5,548（16.9）	2,034（6.2）
1985年（昭60）	37,226（100.0）	6,850（18.4）	22,744（61.1）	5,423（14.6）	15,604（41.9）	1,718（4.6）	5,672（15.2）	1,959（5.3）
1988年（昭63）	39,028（100.0）	7,591（19.4）	23,813（61.0）	6,211（15.9）	15,594（40.0）	2,008（5.1）	5,457（14.0）	2,167（5.6）

子どもにとって豊かな家族構成をもった家庭は減少傾向にあり子どもをもつ母親の就業は増加中。一方で母子世帯の要因として離婚のウエイトは高まり、父子世帯、養育者世帯における離婚の要因のウエイトも高い。大人の世界の変化が子どもに強いインパクトを及ぼしつつある。

❺18歳未満の子どもをもち働く母親の家庭―30代から40代前半に集中

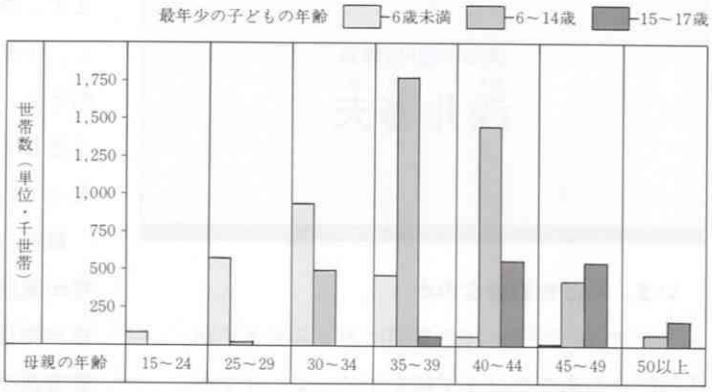

❻母子世帯数推移・父子世帯／養育者世帯の現状

―要因としての離婚の重要度増

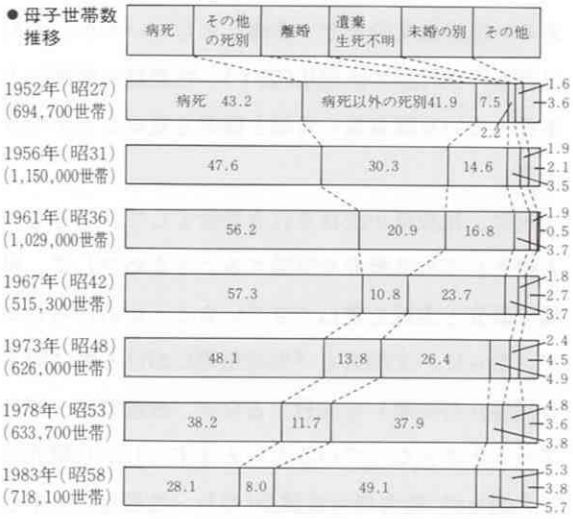

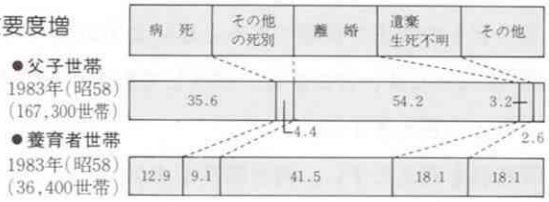

(1)母子世帯：現に児童（20歳未満）を扶養している配偶者のない女子と児童のいる世帯

(2)父子世帯：現に児童（20歳未満）を扶養している配偶者のない男子と児童のいる世帯

(3)養育者世帯：父母のいない児童（20歳未満）のいる世帯

参考資料

(1)人口問題研究所「将来推計人口」昭和61年12月推計

(2)1965～1985年「国勢調査」
1990年以降は人口問題研究所「将来推計人口」（昭和61年12月）
指数は1980年＝100としたもの

(3)1968、1978年「厚生行政基礎調査」／1988年「国民生活基礎調査」

(4)1975、1985年「厚生行政基礎調査」／1988年「国民生活基礎調査」

(5)総務庁統計局「昭和60年国勢調査報告」

(6)厚生省「全国母子世帯等調査」

児童福祉に性教育を

調布学園・指導員
浅井春夫（あさいはるお）

いま、なぜ性教育なのか

あなたは、以下の10の質問にどう答えますか。

①〝性〟からあなたはまず何をイメージしますか。

②性教育は本当に必要だと思いますか。

③子どもの性まで管理できると思いますか。

④「赤ちゃんは、どこから、どうして生まれるの？」にどう答えますか。

⑤初経を迎えた子に、何を語りますか。

⑥マスターベーションをしている中学生に、あなたは何を語りますか。

⑦性交を体験した高校生に、あなたは何を語りますか。

⑧どの年齢で、どこまで許されますか（問題行動ですか）。――1対1の交際、キス、ペッティング、性交、妊娠、中絶、出産――

⑨離婚＝母子・父子家庭は崩壊家庭と考えますか。

⑩さあ、あなたは、性教育をまず何からはじめますか。

私たちは、これらの問いに明確な答えをもっているといえるでしょうか。これらの設問に対して、2つの立場からの答えがあるといえます。端的にいうと、ひとつは、できるだけ子どもの性行動を管理・抑制・禁止しようとする立場であり、もうひとつは、性を人権として捉え、性的自立を援助することをめざした性教育を実践しようとする立場があるといえます。性教育は実践に着手しているというだけでなく、子どもの性をどのように捉え、何を性教育の目的とし、どのような方法と内容で、その目的に迫ろうとしているのかという実践の質が問われる時代となっているのです。

最近、児童福祉施設とくに養護施設において性教育が実践の課題として注目されつつあります。性教育が注目される背景には、まず高齢児（中高生）が要養護児童の46.0%を占め、性にかかわる問題が養護上の大きな課題になってきたことがあげられます。施設内での性的いたずらや性的問題行動への対応、あるいは異性交際をどう指導したらいいのか、また子どもの性行動の活発化(表1)、性意識の変動にとまどっている職員側の苦悩と模索を見ることができます。

次に、性教育が注目される背景として、子どもの人権としての性教育を保障することをめざして、現場で研究と実践を重ねてきていることがあげられます。さらに、文部省も『生徒指導における性に関する指導』(1986年）を発行するなど、性教育は一種のブームとさえなっているといえます。しかし現在は「〝人間と性〟教育研究協議会(略称・性教協)」を中心

にした実践家たちが全国に散在しており、理論的にも実践的にも力量を蓄えながら組織化している点に、単なるブームではない状況があります。

性教育とはなにか

性教協養護施設サークルで編集した『児童養護性教育ハンドブック』(あいわ出版・1988年)は、これまで私たちが研究し、実践した到達点を整理したものです。内容を紹介しながら、性教育のポイントを述べてみましょう。

第1章「性教育とは何か」では、まず性教育「無用」論、つまり「性教育は寝ている子を起こす」「性は生活の中で自然に学ぶもの」「まず生活指導や学習指導をきちんとしてから」「性教育は受けなくても、一人前の大人になれる」「学校でやるべき」論などの克服の重要性が述べられています。さまざまな性教育「無用」論の共通する問題点は、子どもと社会の現実をリアルに見つめていないことなのです。

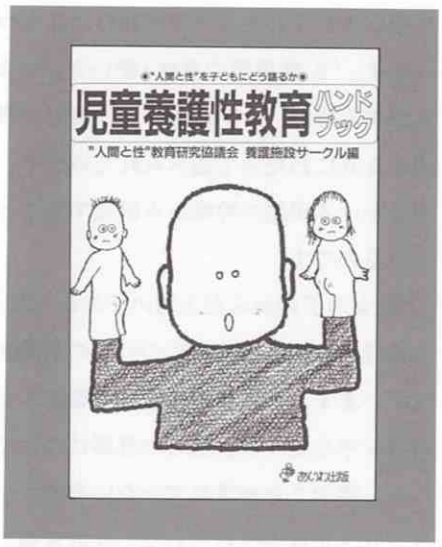

性教協の立場・考え方についてふれると、①抑圧と偏見からの解放、②性行動を人権としてとらえる、③男女平等の徹底、④弱者の性の尊重を性教育の基本としていることです。性教育とは、男と女が人間らしく生きるための人間関係の学習であるといえます。つまり性教育は、生きることを共に育む「生共育」ということなのです。

第2章「性教育をすすめるために」では、「1.年齢と課題に応じた性教育のポイント」で、幼児期、児童期、思春期、青年期のポイントが具体的にまとめられています。性の発達における一般性と個別性を

表1 子どもの性をめぐる実態

			射精・月経体験	マスターベーション	キス	性交
中学(3年)	1987年	男	83.4%	68.0%	12.2%	3.1%
		女	94.0%	9.2%	12.2%	3.8%
	1981年	男	82.8%	68.5%	約17%	2.0%
		女	97.4%	14.3%	約18%	0.5%
高校(3年)	1987年	男	95.5%	91.2%	43.7%	27.8%
		女	99.2%	14.2%	42.8%	18.5%
	1981年	男	97.4%	94.2%	38.9%	13.7%
		女	99.8%	31.3%	33.2%	7.7%

(出典)『新 児童・生徒の性』(学校図書・1987年)より作成

視野に入れておくことが性教育には求められているのです。「2.性用語の意味・使い方」では、性教育を実践する時に、まず躊躇する性用語に関する留意事項が5点にわたって述べられています。性教育は、語りかける用語の吟味から研究することが求められているのです。

「3.女の子のからだと男の子のからだ」では、とくに月経・射精の仕組みについての基礎知識が整理されています。日本の性教育は相変わらず初経・月経指導が中心ですが、自らの性器についてまともに語られ、学ぶことがされていないのです。女性器のクリトリスが説明されていない性教育書も少なくありません。これは性と快楽（快感）を分離させたい意図の現れといえます。「4.初経指導のＡＢＣ」では、模擬実践が紹介され、初経指導の基本が述べられています。今日、日本で行われている月経指導の問題点は、第1に、子どもを産むためのからだになったという「母性の強調」(産む産まないは個人、夫婦の選択の問題なのです)、第2に、12歳半になると初経を迎える、あるいは月経には28日周期と30日周期があるという「平均主義的説明」(個人差の大きいことをていねいに説明しないと、むしろ子どもの悩みをふやすことになります)、第3に、「男女分離」による実践という問題があげられます。自分のからだとともに異性のからだや心理を知ることで、異性への思いやりや人間関係を豊かにしていくことが性教育の課題としてあるのです。性教育の入門的テーマにも大きな落とし穴があるといえます。

「5.『男らしさ』『女らしさ』・自分らしさ」では、養護施設の子どもたちにとって「性自認」がなぜ必要なのかが述べられ、「6.いつ、どのようにおいたちを語るか」では、施設で生い立ちを語る場合のポイントがまとめられています。養護施設の性教育の独自課題に迫ろうとしているテーマがここにあるといえます。

「7.絵本を使った性教育」では、身近な絵本を教材として選ぶ視点と活用方法が述べられています。何のために、どのように使うのかが重要な点です。

「8.生活のなかの性教育」では、養護施設で出くわすさまざまな場面を考えて、はずしてはならない語る側のポイントが述べられています。大切なことは、真実と事実と現実を語ることであって、あとはその人らしい答え方、語りかけであっていいのです。

「9.性的問題行動をどうとらえるか」では、何を「問題」と考えるのかという点について、①自分自身の可能性をだめにしていないか、②相手の可能性をだめにしていないか、③責任感や思いやりの気持ちはあるのかという観点で、性行動の内容をとらえないと、結局、いわゆる「性非行」「不純異性交遊」というレッテルをはって、管理・抑圧・禁止の方向にすすむことになるのです。

「10.養護理論における『性教育』批判」では、10冊の文献をとりあげて、批判的に検討されています。残念ながら、高島巌『子どもは本来すばらしいのだ』(誠信書房・1963年)、大谷嘉朗・吉沢英子共著『養護原理』(誠信書房・1967年）の2冊を超える著書がなかったというのが養護理論における「性教育」の記述の実際なのです。つまり性教育の項に限っていえば、理論的には、20年間足踏みをしていたというのが率直な感想です。

「11. 性教育実践で陥りやすい誤り」では、性教育を始めるときに、実践の質を問うときに、子どもに性を語るときに、どのような誤り――改善の課題があるのかが整理されています。開拓的実践には、必然的に誤りが伴うものなのです。要は、それを研究的実践と実践的研究によってどう克服し、改善していくかということが問われているのです。

第3章「各施設での性教育のとりくみ」では、東京の4つの施設での性教育の実践内容と歩みが紹介されています(図1参照)。性教育を正面に据えて実践している施設には、性教育委員会が設置され、研究と実践をリードしているのが実際です。性教育を施設に根付かせるかどうかのカギは、性教育を本気で推進する核集団が形成されているかどうかということです。性教育は、創造的研究・組織活動でもあるのです。

第4章は「すべての子どもに性教育を」となっています。あと10年もすると、21世紀を迎えます。21世紀には、大人の責任としてすべての子どもに性教育を学ぶ権利を保障したいものです。国際連合児童権利条約の精神をこの分野でも実現したいものです。

性教育実践で感じていること

性教育は必要だと思ってはいるが、実践に足を踏み出すまでには、いくつもの壁があります。①自分自身が性をまともに学んで育っておらず、一から勉強していくことが求められる、②自らの価値観、性や異性への捉え方とのギャップに直面し、自己変革を求められる、③学んだからといって、すぐ実践に移せるわけではなく、実践内容を組み立てたり、教材を探すなどの労力と時間がかかるという壁が性教育実践にはつきまといます。

図1　養護施設における性教育体系試案

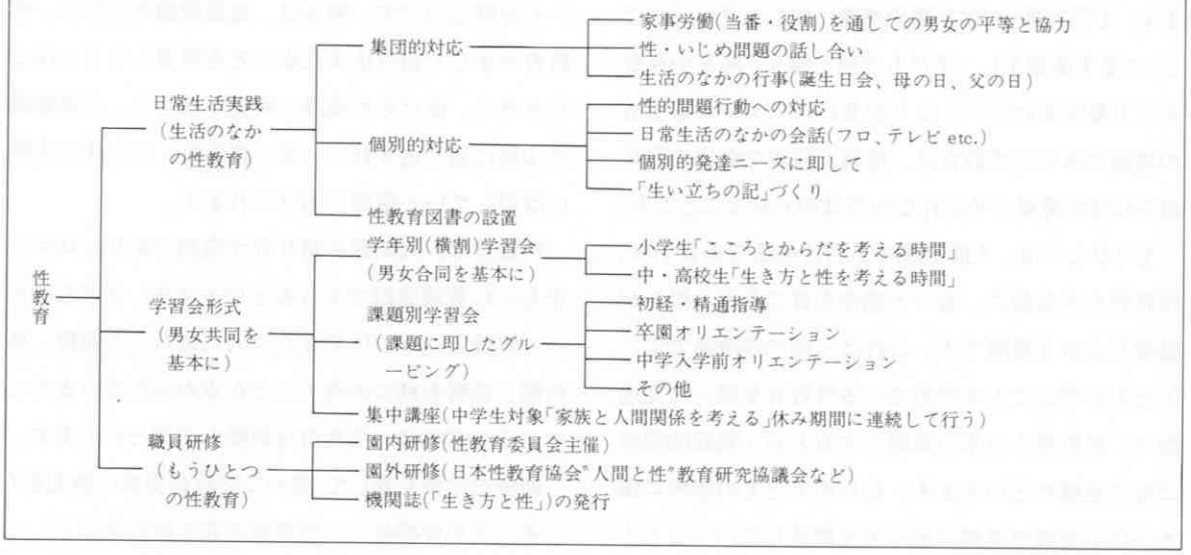

さらに、これらの壁に加えて養護施設では、④生活援助に追われて、性教育に独自の時間をとりにくい、⑤養護施設では職員が性教育について学ぶ場がほとんどない、⑥職員の交替が激しく、実践者が施設に根付きにくい、⑦施設長や管理者の価値観と違う場合には、性教育実践は許容されないという管理主義的体質が少なからず残っているなどの壁があげられます。ですから、そう簡単に「つまみ食い」的に実践することなどできないのです。むしろそう安易に実践されては困るといった方がいいのかもしれません。これらの壁に挑戦するしたたかな力量と気迫が求められるのが性教育なのだといえます。

次に、性教育実践をすすめていく上で、いくつかの偏向を指摘しておかなければなりません。

ひとつは、養護施設での性教育は、学習会形式よりも日常生活のなかの性教育の方がよいという意見があります。しかし性教育実践は多くの壁にぶつかりながらすすめるものであり、かなりの準備を必要とします。まず学習会(学年別や課題に応じたグループなど)で話す準備をし、子どもの前で語り、恥をかきながら力量を高めていくことが多いのです。日常生活の場面のみでの性教育は、結局、我流で全体の取り組みにまで発展させられないのは明らかなことです。

もうひとつは、人間形成の土台は感性であるから、性教育をやる前に、もっと感性を育てる取り組みが必要だという見解です。これは一種の段階論です。子どもが学ぶことを求めている性教育を誤った発達論で、性教育を将来の課題にするという実践的帰結に陥る見解だといえます。むしろ子どもの感性に働きかける性教育実践のあり方を創造していくことをめざすべきなのです。いずれにしても基礎的な知識を学ぶことは、人生選択権を行使する上で必要なことなのです。

最近、痛切に感じていることは、性教育を根付かせることは、本当にむずかしいことだという点です。性教育を実践するためには、学習に学習を重ねなくてはなりません。この努力を継続した人間こそ性教育の実践者となりうるのです。そのためにもサークル活動や、各施設での性教育委員会が必要になってくるのです。性教育は学習活動であり、組織活動であるといえます。この両者の活動がかみ合わないと、実践がすすまないのが性教育の分野なのです。

最後に、養護施設における性教育の展望にふれてみますと、第1は、どの施設でも養護実践の一環として性教育が位置づけられることを21世紀には実現したいものです。第2として、各県レベルでの性教育のサークルづくりが求められています。性教育は、実践者が学び続けることを通してこそ本物になっていく分野なのです。第3は、養護理論のなかに、性教育が正しく組み込まれることを展望しなくてはなりません。私たちが実践と研究を通して、児童養護の文献に盛り込まれている「性教育」の記述を大幅に改訂していく課題があげられます。

性教育は、人間観を語り合う実践であり、ロマンをもった養護実践でもあるといえます。子どものための実践というだけでなく、大人自らの人間観、異性観、性観を見つめ直すことが求められているのです。その意味で、性教育は新鮮な学習といえます。

新鮮な学習を通して、豊かな性教育実践の創造を！

そして児童福祉に、性教育の花を咲かそう！

ベッドバグ・ベンジーと大通りでの奇跡

ストリート・チルドレンと家族、地域社会、広場での彼らの生活

チャイルドホープ 事務局長
ピーター・タソン

1984年

少年は自動車の底のように汚れ、網にかかった鯉のように打ちしおれ、のら犬のようにボサボサの身なりだった。少年は自動車修理所での仕事を失ったばかりだった。しかしこの9歳のストリート・チルドレン、〝チンチー〟・ベンジャミン（〝ナンキン虫〟ベンジー）は、私たちのボゴタの居間で気落ちする様子もなく笑いながら座っていた。ベンジーにとって、人生とは何ラウンドも続くボクシングの試合のようなものなのである。雇われ、搾取され、その日のうちに解雇されても、ただワンラウンドを失ったに過ぎないのだ。ベンジーは立ち上がり、次への準備が出来ていた。

「チンチー、君はもう大人といっていい。君の人生で最大の希望は何かね」と私は思わず聞いてしまった。ベンジーの答えはすぐ返ってきた。それも簡単な言葉で。「働くこと」だった。

1984年2月までの3年間で、ベンジーはさまざまな仕事を経験していた。メッセンジャー、風船売り、カバン運び、自動車修理工、浮浪者、こじき、バスの歌手、路上での道化役者などである。金持ちはベンジーを泥棒と呼ぶかもしれないが、彼らの貴重品を取得することは非公式な収税吏としての彼の仕事のなかの一部としか考えていなかった。ベンジーの母と弟、2人の妹が一文無しにならずにすんだのは、彼が仕事を探すのが上手だったからである。ベンジーは9歳にして家族の主になり、たった一人の働き手になったのである。

私はこの小型人間発電器のようなベンジーをエル・サルバドル人のジュリオを通じて知った。18歳のジュリオはコロンビアの首都でストリート・エデュケーター(注)を始めたばかりだった。彼とジュリオは大通りで出会った。お互いの話を聞きながら、尊敬し合うようになったのであった。あの2月の夕方、ベンジーは私のアパートから帰るときに、私をじっと見ながら「働きたい。ジュリオのようにストリ

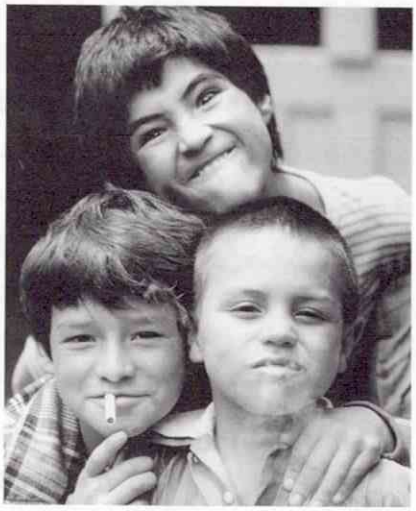

ベンジーの戦友（ピーター・タソン氏提供）

*（注）ストリート・チルドレンのよき理解者として、仕事のかたわらボランティアで相談活動をしている人。

ート・チルドレンに手をさしのべたい」と言ったのである。

1980年代のストリート・チルドレンの現実

数世紀にわたる人間の歴史を見ると、子どもたちは常に働いていた。ベンジーのように、子どもたちが路上にいる共通の理由は生きていくためである。古くから、家庭、路上、広場は、教育という面で欠くことの出来ない役割を担っていると考えられた。教育は地域社会の責任であり、家族の連帯であった。そして子どもたちは共通の大きな目的に参加することによって、自尊心と他人を尊敬することを学んできた。今日の公的教育とは異なるが、事実適切な仕事を持つことによって、子どもは成人してからの仕事、親としての責任感、地域社会での指導力を学んできた。

過去2世紀の間、とくにこの40年間、この伝統的な〝稼ぎながら学ぶ〟という教育学的プロセスは大きく変わった。いわゆる、大人たちは少年少女を産業を維持するための燃料として自由に使ってきたのである。スラム社会が社会の進歩と近代化の恩恵にあずかることは少ないが、発展途上国の多くの子どもたちが幼年時代を路上で過ごすのは、ベンジーのように、働けば家族のためにいくらかでもお金が得られるだろうと思ったからである。国際金融機関への対外債務が、その国の子どもたちに対する援助問題から政府の目をそらさせてしまったのである。

今日あまり認識されていないが、ストリート・チルドレンは搾取され、虐待されており、その数は急激に増加しており、われわれの最も厳しい社会的挑戦のひとつとなっている。路上が仕事場であり、遊び場であり、家庭ですらある子どもたちのためにいろいろな計画が立てられているが、彼らの最も基本的なニーズは未だ満たされていない。

全世界のストリート・チルドレンの数は、路上で働いている子ども、路上に住居を構えている子どもを含め、1千万から1億に達している。この数は次の世代までに倍になるといわれる。われわれチャイルドホープは、毎日新たに5千人の子どもたちが路上にもたらされると考えている。

過去40年間に発展途上国の人口形態は著しく変化し、その速さをましている。メキシコ、コロンビア、ブラジルでは50年前には人口の30%が都市部に住んでいたが、いまや人口の70%以上が住む。マニラ市は5倍に成長し、バンコクの人口は6倍になった。ボンベイでは無断で家を建てて住む人の数は約5百万人に達した。毎日1,500人の移住者がメキシコシティにやってくる。マーサーバレーのナイロビ・スラムには12万人が、リオデジャネイロのロシイナには15万人が、デリーのジェハンジイルビールには20万以上が居住している。これらのスラムでは社会的サ

路上に寝るストリート・チルドレンたち（ピーター・タソン氏提供）

ービスもなく、人々はぼろをまとい、寝そべって、こわい顔つきをしている。

弱い家庭や家族に自然災害が振りかかると、都市は悲劇的な様相を呈する。エチオピアやブラジルの干魃、バングラディシュやエクアドルの洪水、中央アメリカの地震やハリケーン、すべてそうである。

過去40年間、第三世界は人間の作り出した惨禍の舞台になってきた。戦場での犠牲者の90%は一般人である。都市戦争ではストリート・チルドレンは最も危険にさらされる。地方での暴動や自然災害は家族や身寄りのない子どもを都会へと送り出すが、行きつくところは路上である。孤児、避難した子どもたちは家族という安全網を失って路上生活者の最初の候補者になるのである。

1990年代を迎えて—変化への機会

このような現実に鑑みて、チャイルドホープは1986年4月7日に創設された。その主要な親機関は、ユニセフ、キリスト教児童基金、コベナント ハウス(アメリカ)、セイブ ザ チルドレン(スウェーデン)、世界教会協議会、インターナショナル カトリック チャイルド ビューローである。現在チャイルドホープは発展途上国10ヵ国、先進国7ヵ国の著名人20人からなる実行委員によって管理されている。ストリート・チルドレンのためのこの新しい国際的機関は、108の国において主に民間ベースで実践者と寄贈者の両者の定期的な連絡をとり続けている。

チャイルドホープの主要な役割は次の3つである。ストリート・チルドレンの擁護者、彼らの実状の伝達者、彼らの権利の防御者として活動することである。さらに、子どもたち自身が有意義に参加できるコミュニティー・ベースの予防的計画に専門的、経済的に援助する。これは地方のリーダーが行う。また、ストリート・チルドレンの福祉向上のために、地方のリーダーたちが国と効果的に連合できるように試みている。チャイルドホープは、地域社会とストリート・チルドレンが一緒に活動することによってすばらしい結果が生まれると固く信じているので、固定した計画は持っていない。日々の活動はマニラ、ニューデリー、ナイロビ、リオデジャネイロ、グアテマラ、ジュネーブを中心とする国々の都市単位で行っている。とくに国際的擁護プログラムの各国間の調整はリオデジャネイロのチャイルドホープ本部の責任下にある。

ストリート・チルドレンの問題に革新的に対応していく必要性は次第にふえているが、チャイルドホープは創設当初からその状況を確認し、広く知らせ、そして彼らを援助してきた。それらは民間のコミュニティー・グループによって始められた。個人の生活を確保・解放し、家族を強化・復活させ、地域社会が発展したとき、その計画は成功したといえる。どんな規準も子ども本来の姿と福祉ほど重要ではない。どれくらい各個人の人権が尊敬されたか、どれくらい肉体的、心理的、そして社会的に自分が必要とされたか、どれくらい幸福感を味わい、生活と自分自身に満足したかが重要なのである。

活動を通して、増収、代替教育(読み書きの訓練)、職業の準備の3つが揃ったときから地域社会と子どもたちが相互に影響し合うようになる。先に述べたように、これらの要素が絡み合う過程は〝稼ぎなが

ら学ぶ”という伝統的な教育学的モデルに基づいており、仕事が労働者に誇りをもたせ、労働者もまた仕事に尊さを与えるということを示している。この場合、ストリート・チルドレンがどこにおいても美しいものに囲まれ、技術への誇りと自尊心をもてるようにすることがとくに重要である。地域社会は、彼らのために慈善ではなく質の高い福利やサービスを要求しなければいけない。子どもたちやその家族が必要としているものは、保健サービス、栄養面での援助、娯楽活動、文化を豊かにする分野で満たされていることである。しっかりした地方ではそれを保証している。

代表的なコミュニティー・プロジェクトは若いストリート・エデュケーターが子どもたちに手をさしのべることから始まる。まずエデュケーターが路上の現実を観察し、少年少女に耳を傾け、彼らに尊敬の念を示して、今後すべてのことを可能にできるように一致団結する気持ちを持たせる。地域社会は初めから子どもたちの意見を真剣に取り上げ、プロジェクトを開発するときに彼らに合法的役割を与え、各個人の才能と技術を積極的に作り出すことにより、効果的なイニシアティブを取る。それぞれの子どもを、家族、コミュニティー、さらに市、州、国、地区、世界を含む社会的同心円の中心にとらえているのである。その役割は子どもたちを保護し、尊敬し、機会を与えることである。すなわち、抱きしめ、精神を高揚させ、若さを解放させることと考えている。最も敏感なコミュニティーは路上の少女の権利と貧困に特別な注意を払っている。少女は少年よりも危険、搾取、虐待、無視により多くさらされるからである。

チャイルドホープは、国や政府、そして一般大衆を勇気づけるためには、コミュニティーにおけるストリート・チルドレンに対する計画を成功させることが非常に重要であると考えている。この成功例は安い経費で、大きな効果が得られることを示している。また、訪問、ワークショップ、訓練授業、文書や視聴覚機器を通じて他の機関との協力がどんどんふえていることによって、それぞれのコミュニティーがストリート・チルドレンのために、あるいはいっしょに積極的な活動で協力し合えることをも証明している。ブラジル、フィリピンのような国では、この過程を通して、人々がお互いに勇気づけあうのが見られる。政府がスラム社会を、富裕者が貧困者を、一般社会がストリート・チルドレンを勇気づけている。警察官、裁判官、ソーシャルワーカー、商人、旅行者も、とくに両親もそうである。次第に、ストリート・チルドレンに対して、悪意ではなく尊厳を、軽蔑ではなく尊敬を、あわれみではなく理解を示す態度が見られるようになってきている。

チャイルドホープのストリート・チルドレンに対する活動はすべての子どもたちの権利に対する広い関心を反映している。いま、先進社会も発展途上の社会も、子どもたちの権利を守ることよりも、むしろ子どもたちのニーズに対する答えを討論することを喜んでいるように見える。子どもたちから生きるに値いする生活を奪った貧困は、奪うことのできない権利が生まれたときから否定されていることによる。それは多分意図的か偶然によるものである。国連総会で承認された1959年児童権利宣言は拘束力のない一般文書で、ストリート・チルドレンのような

特別な弱者グループがよりよい生活を確保することはできにくい。それから30年後の今日、国連総会は今秋に児童権利に関するより具体的で法的に拘束力のある議案の通過を討論するだろうが、長い同意書には残念ながらストリート・チルドレンについては言及されていない。

ここでストリート・チルドレンに代わってチャイルドホープが主張することは危急の問題である。ベンジーや世界中のたくさんのストリート・チルドレンのための国際的な防御者であり、調査機関としてのチャイルドホープをある作家は「あまりにも偉大な」と称したが、チャイルドホープはそれほどの戦いに挑んでいる。その作家は「チャイルドホープの努力はすばらしいが、最少限度の可能性しかない」とも言っている。幸いにも、ベンジーもチャイルドホープも若く、新しい山に登ることに疲れてはいない。彼もわれわれも、生涯にわたる職務の大きさと広がりをよく知っている。また、臆病、絶望、挫折という恐ろしい人間の結末も知っている。ストリート・チルドレンの家族は多いし、増えている。しかし、その事実はわれわれの決意を強固にし、勇気づけ、粘り強くする。ベンジーとチャイルドホープは負けることを好まない。

1989年

15歳になったベンジーはコロンビア人がボゴタにあるマージナル・ネイバーフッドと呼んでいるところに家族と一緒に住んでいる。彼は昼間は給仕として働き、夜は次の11月に卒業する小学校で学んでいる。13歳の弟のエナノ・カリトスと12歳の妹プルギイタ・ルシアはともに学生で、彼らの家の前で果物を売って、お金を得て手助けをしている。ベンジーの母のアンナ・ルシアは1985年と1986年に２人の子どもを産んだが、もう出産するのを止めた。ベンジーを含めて３人の子どもたちのお陰で、現在６人の子どもを養っていられるわけで、７人目の子どもを産むべきではないのである。日々の絶望感に呪われていたベッドバグ・ベンジーの家族はいまや自信を持って未来へ向かっている。

この話は、途方にくれた９歳の少年がジュリオという若いストリート・エデュケーターに大通りで奇跡的に出会った1983年12月のある日に始まった。彼はいまエルサルバドルのチャルチュアパにある故郷に帰って、ストリート・チルドレンのためのコミュニティー・プロジェクトに携わっている。いま尊厳と貢献の念をますます強め、〝働く〟という最大の希望に燃えている。まもなく彼はボゴタの路上に帰り、５年前にジュリオがしていたように、ストリート・チルドレンに手をさしのべるだろう。

ベンジーの生命にも、どの大通りの奇跡にも、われわれチャイルドホープが派遣されている。子どもたちへの使者であり、防御者であり、解放者であるために。そして希望の炎を燃やし、尊厳という夢に火をともすために。そして、子どもたちの願いと驚きを明るく照らし続け、われわれの信仰と想像力に火をつけたあの燃えつづけるたいまつを周りの人々に引き継いでもらえるために。そのたいまつは、至る所にいるわれわれの息子や娘たちのために、素晴らしい人生を探求し続けることをわれわれに託しているのだから。

国際児童虐待防止会議に参加して

東洋大学教授
田村健二（たむらけんじ）

1989年5月15～16日に、アメリカのカリフォルニア州オークランドで国際児童虐待防止会議（Child Abuse Prevention Connection Ⅳ. International Dimensions）が開催され、私も招待されスピーチしたが、そこでの知見を以下いくつか述べてみたい。

1. 児童虐待の定義

児童虐待の定義については、今日、国際的にほぼ一定している。児童虐待とは、多く満18歳に満たない児童に加えられる不当な人権侵害の行為をいうが、これには大きく分けて、家庭内虐待と社会的虐待とがある。社会的虐待には、当会議でも発表された保育園など施設内虐待、また児童をポルノに利用したりする商業的虐待、その他、不良文化財、公害食・薬品、そして戦災なども広く含めているようである。

しかし、主要なものは、当会議でも盛んに論じられた家庭内虐待である。家庭内虐待とは、家庭内で加えられる不当な人権侵害の行為をいい、これには、児童虐待、離婚理由によく出てくる夫婦虐待、そして今後問題化しそうな老人虐待の3種がある。なお、不当な人権侵害とは、人間が本来もつこの世における主体的な自己実現を著しく損ねる行為、をいうと思うが、こうした考え方には当会議でも多くの賛同が得られたようである。

さて、家庭内児童虐待は、親、または親に代わる保護者により、児童に加えられる虐待をいい、多く繰り返し行われるが、これには直接の加害側面から、ほぼ次の4つに分けられる。1つは、身体的虐待で、外傷の残る暴行や生命に危険のある暴行であり、比較的に父親が小学生までの児童に加えることが多い。2つは、身体的虐待のうちの特殊なもので性的虐待であり、これは近親相姦などで、多く父親が中学生以上の女子に加える。3つは、精神的（情緒的）虐待で、これは他の型の虐待を含まないが、極端な心理的外傷を与えたと思われる行為で、児童は不安や怯え、うつ状態、ときに凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性などを示すが、これも比較的に中学生以上の児童に多い。4つは、保護の怠慢・拒否で、これは児童の心・身・社会の全生活面に及ぶ遺棄や不健康状態の放置であり、比較的に若い母親が乳・幼児に加えることが多い。このほか、極端な怒鳴り、けなし、からかいなど、言語的虐待をあげる場合もあるが、これは上記の精神的虐待に含めてもよいと思われる。

以上は、あくまでも直接の加害側面による分類であるが、その被害はいずれにせよ、児童の心・身・

社会の全側面に、そして多く後々(のちのち)にまで波及し、またときには自己実現の中断である死にいたることもある。

国際的には、ほぼ以上のような定義が了承されているが、具体的な行為のどこまでを虐待として認めるかとなると、その範囲・程度の解釈には各国でかなりの開きがある。例えば、児童の心理的事情による不登校も、アメリカでは児童虐待として認められているようであり、日本より全般的に解釈が広い。また、同じ児童の不登校や労働、ときに売春までをも含む東南アジアの農村や都市スラムの児童たちの行為は、貧しい家庭を思うところから多く生じており、自己実現の観点からすれば児童虐待であるが、それは家庭内虐待というよりも、むしろそうした貧しい家庭を存続させている社会的虐待、あるいは世界的虐待の現象なのであろう。ここから、虐待の定義にある不当な人権侵害の不当とは、被害者にとってはもちろんであるが、加害者にとっても、虐待をする必要がないのに虐待したという、不必要性がその中に含まれていよう。この不必要性は、加害者が虐待にいたる個人的必然性をもっていたかどうかの次元ではなく、一般的、平常的に判断して、虐待をする必要がなかった、ということであろう。

2.児童虐待の発生数

家庭内虐待のうち、特に児童と老人の虐待は、被害者が弱者で家庭に依存しており、また羞恥心や引き離されることの不安、さらに加害者への愛情もあって、ともにみずから通告することが少なく、これに加害者の非通告もむろんあって、統計に現れる数は、常に氷山の一角といわれる。日本での家庭内児童虐待の全国調査は、児童相談所での調査が、1983年416件（身体的虐待54%、性的虐待11%、精神的虐待8%、保護の怠慢・拒否27%）、1988年は半年間で1,039件（身体的虐待27%、性的虐待5%、精神的虐待9%、保護の怠慢・拒否59%）で、年間に統一して比べると、この5年間に約5倍に増加している（『児童虐待』日本児童問題調査会、1985年、「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査の報告」全児相47号、1989年）。内訳の割合でみる限り、身体的虐待など親の支配・干渉が減って、保護の怠慢・拒否など放置・放任が増え、この親子の個別化・孤独化を中心に、調査上の関心の増加・虐待の範囲拡大を含めて、やはりかなり急増していることが推察される。

この傾向は、先進諸国間でほぼ同様であり、例えばカリフォルニア州では、1984年までの5年間に約1割ずつ増加して13,800件（身体的虐待29%、性的虐待19%、精神的虐待3%、保護の怠慢・拒否44%、その他5%）にのぼっており、全米の児童虐待の年間発生数は今日、130万件と報じられている（単純に比較すると日本の約650倍）。そのほか、前記資料に基づく日本の家庭内児童虐待の発表は、当会議で大変に好評で、翌日資料をさらにコピー増して配布したほどだったが、内容的には先進諸国間でほぼ共通し似通ったものが多いことが確認された。

3.児童虐待の発生要因

上記のように急増しつつある児童虐待の発生要因

としては、ほとんど親の問題として考えられ、それは次のように整理されよう。

(1)育児意欲の問題……児童の自己実現の発達（人権）を、親として保護し支援する責任と権利義務が親権であろうが、ときに若く、また不安定な親は、自分自身の安定・発達化に没入しとらわれて、この健全な育児意欲に不足し欠如して、児童を放任・拒否したり、邪魔者として虐待したりもする。あるいは、親は自分自身の不充足な思いや感情を充足する対象として、児童を取り込み、無理な欲求を追求したり、意のままにならぬ児童を虐待したりもする。いずれにせよ、親は相互に生かし合う自己実現の方向になく、自分自身の個人内の世界にのみ立っており、真の親権に基づく育児意欲に問題がある。未成熟とも、児童に不適合な情緒的要求をもつ、ともいわれる。

(2)育児課題克服の問題……次に、意欲にそう問題がないとしても、育児課題の克服ができるだろうか。最近は、三世代家族もきょうだい集団も異年齢集団も解体し、各人と各家庭は孤立閉鎖的であり、併せて育児の体験学習的教育に不足しているところから、児童の全発達段階を通じて、児童の心身の状況と行動の理解が親に不足している。また、育児の現実的モデルを喪失して、育児に関する親としての主体的統合能力の習得や体得が不足している。あとは子ども時代を忘れた自分たちおとなの体験を児童に転移し、児童におとなのような行動を期待したりもする。それは、発達途上にある弱者としての児童の保護・支援ではなく、多分に相互に迷惑やよけいな世話をかけぬ、プライバシーを乱さない、そして情緒的な共有性より表面的な役割行動でつながるおとなの世界の強制であり、あるいは、この規範を乱す者として、しつけの名のもとに児童を虐待したりもする。児童への非現実的な期待とも、ペアレンティング(親の育児遂行）の不足ともいわれる。

アメリカでは、児童虐待の防止活動が大変盛んで、一般向けにも、日常広くパンフレットなどが配布されており、これはその一部です。

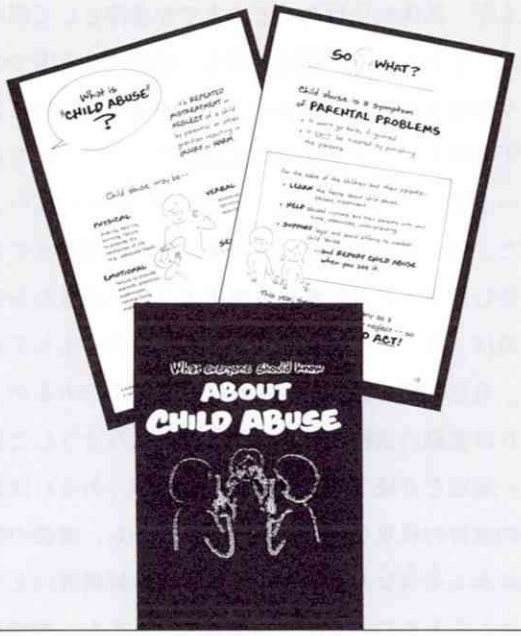

(3)育児の耐性の問題……育児は親にとっては大事業であり、その課題克服が容易でない場合もしばしばあるが、ここでじっと耐えて支援を続け好転を待てるかどうか。社会の激動とともに、親自身も心、身、社会、経済、そして全生活的にストレスが高まって余裕をなくしてきている。それは、日本の1988年調査にあるように、やはり大都市に著しいのかも

しれない（家庭内児童虐待の発生率は、児童人口10万対で大都市4.9、その他2.9）。また、日本（1985年調査）でもアメリカでも、児童虐待の加害者である親は、大部分が恵まれぬ育ち方をして貧しい自己像しかもたず、また、過半はかつて自分自身が虐待の被害者という家族の鎖の悪循環を示しており、内圧タイプという悲憤の思い暴発の危機を孕んでいた。こうしたストレスや内圧タイプの危機が、育児上の耐性を奪い、これにさらにアルコールや薬物が加わっては、耐性の自己統制を失って、八つ当たり的、あるいは正面からの児童虐待にも突っ走ったりもする。児童虐待は、繰り返し再発するところから、一種の発作のようにも考えられており、セルフ・コントロール（自己統制）と、その発作の防止・転換の支援が、当会議でも盛んに論じられていた。これらは、ストレスの危機とも、恵まれぬ子ども時代の体験とも、アルコール・薬物の問題ともいわれる。

(4)育児の支援の問題……(1)～(3)は親個人についてみてきたものだが、ひとりではできなくとも、誰かの何かの支援があれば、育児の健全な意欲も課題克服も耐性も増強して可能となるかもしれない。そうした支援が得られるかどうか。育児をめぐる家庭の危機的問題、特に虐待は、孤立閉鎖の家庭の中で進行させるのでなく、家庭の健全な自己統合の限界をこえるときは、親も児童もすみやかに外部に援助の手を求め、地域も社会も公私にわたって常に支援の目を向け、必要時には即刻機敏にその対応をしなければならない。家庭という生活システムは、他への転換が困難なだけに、問題を放置すると、出口のない袋小路の中で悪循環を加速し、深刻化する傾向がある。これらは社会的孤立の問題ともいわれるが、雇用労働による公私の峻別、地域社会の解体、閉鎖的な住居と車社会、そして自己中心のマイホーム主義の核家族化などが、もたらしたものであろう。なお、こうした児童虐待に対する地域や社会の支援体制は、日本では試案の段階にあるが、特に多発のアメリカでは、ここ15年ぐらいの間に法制度、公私の専門機関の開設、住民を含むネット・ワーキングなど、目を見張る現実的、具体的な対策と活動が展開されており、かなりの成果と自信をもっているようで、私も非常に勇気づけられ感動した。

4.児童虐待への対応

当会議後、会場に近いアラメーダ郡のCPS（児童保護サービス・センター）を見学した。山麓の分教場ぐらいの建物に、全員大学院出身のワーカーが約30人、福祉公務員として勤務していた。児童にかかわる教育・保健医療・福祉の専門家には、児童虐待についての通告義務（罰則と誤報の免責処分を伴う）があるが、これらを含めて通告全体は、警察などとともに24時間ここに集約され、緊急時の一時保護を含む対応、親と子への面接、診断・評価・分類、そして治療対策のアレンジメントが、警察や家庭裁判所とのきわめて密接な連携のもとになされていた（毎月の受理350件、うち軽症8割、重症2割で、ほかに電話1,000件）。治療そのものは地域の諸資源に委託されるが、児童虐待は究極的には治療すべき犯罪であり、親権の制限や親の履歴にも響く公権力を背景として、諸機関・諸団体の協力のもとに積極的に推進、展開されていた（詳細は割愛）。

チルドレンズ・ミュージアム

アメリカ合衆国南カリフォルニアを例に

サン・ディエゴ州立大学
太宰久夫（だざいひさお）

1.チルドレンズ・ミュージアム

全米いたるところにチルドレンズ・ミュージアムがある。別にこれは博物館でも美術館でもなく、れっきとした子どものための遊びの空間である。本来の役割は日本と少し異なるが、児童館または児童センター的空間として考えていいだろう。青山にある〝こどもの城〟ほど大がかりではなく、渋谷の東京都児童会館をぐっと縮小したものと考えていただければイメージしやすいと思う。日本の場合、大都市部には前記のような素晴らしい子どものための施設があるが、それ以外の地域では現在建設中といくつかの秀でた施設を除いて私はあまり知らない。本来こういった施設は自然に恵まれた地域には必要とせず、都市部の遊びの空間を失いつつある地域にこそその真価があるのかもしれない。アメリカにおいても同様で都市部ではチルドレンズ・ミュージアムを見つけることはやさしいが、それ以外ではあまり出会ったことがない。言わば都市型児童用施設ということであろうか。

チルドレンズ・ミュージアムの設備や活動は子どもたちにとって大変居心地の良いように出来ている。付き添い者（父兄・子ども会のボランティア・リーダー等）にとっても居心地が良い。ロケーションだが一般にモール（ショッピングセンター）の中やダウンタウンの公共施設群内にあり、トイショップや教師または父兄のための教育教材屋が隣接しているケースも多い。保護者によっては子どもをミュージアムに入れ、自分はショッピングへというケースもよくあるようだ。

2.サン・ディエゴ市の場合

さて今回は私がこれまでに訪れたカリフォルニア州内にある小型施設の中から、典型的なスタイルを持つサン・ディエゴ市ユニバーシティ・タウンセンターにあるチルドレンズ・ミュージアムを例にとることにする。

ここは市のダウンタウンから北に約10マイルの所にある。この地域はここ10年間に開発された新しい町で、最近の南カリフォルニアの新都市開発によく見られる、なにもない広大な砂漠のような土地に突如町が出現し戸外にはほとんど人通りがなく、一見ここには人がいるのだろうかと錯覚するような環境にある。ミラーフィルムでアクセントをつけた未来都市風モダーンデザインの高層ビジネスビル群および諸機関の施設が林立し、それらを取り囲むように巨大なモールと集合住宅や一戸建て住宅が都市計画に従って整然と並んでいる。戸外は閑散としているが、空調の効いたビルやモールの中は戸外とは正反

対に人々で賑わっている。この地域で生活をする人たちは一般的アメリカ人の中級もしくはそれより上の生活レベルである。故にロサンゼルスのダウンタウンエリアにあるチルドレンズ・ミュージアムに比べると内容的にさほど変わりはないが、環境的にはるかに安全で清潔であり施設も新しい。ここのチルドレンズ・ミュージアムは数あるモールの中の中規模モールのなかにあり、館内の広さは日本の一般的中規模児童館ぐらいである。場所は前記のような環境にあるが、ここに集まってくる子どもたちと付き添い者は市の全域に広がる。故に施設の周辺はほとんどが白人社会であるが、施設内はさまざまな人種で入り混じっている。週末は大変込み合っているので耳にする言語も英語、スペイン語、中国語、ベトナム語そして日本語とさまざまである。

3.施設内容

施設の内容はカリフォルニア州の他市にある施設とほぼ共通していて、大きく7つの異なるテーマのコーナーを軸として構成されている。

A：メディカルコーナーには少し古いとはいえ本物の歯科診療室が一角にある。その他学校の理科室でお馴染みの人体模型や本物のレントゲン写真セットと投影装置が置かれている。来館した子どもたちはそれぞれ患者になったり医師になったりし、病院ごっこを楽しむ。特に歯科医院の実物セットには私自身大変興味を持った。調べてみるとアメリカの子どもたちはほとんどが歯の矯正を受ける。これは文化からくるものである。だれもが持つ診療室に対する恐怖心を和らげるためにこのコーナーはとても効果的であるそうだ。通常は子どもたちの自発的病院遊びが主流だが、時々指導員が白衣を着用し医師役になって登場し、よりリアルな病院の雰囲気を作り治療ごっこをリードしている。

B：マスメディアコーナーはいわゆる放送局のスタジオである。舞台セットはニュースショーとなっており限りなく本物に近い。数種類のキャスター用台本（交通情報・天気予報・事件等）が用意されており、子どもたちはキャスター用のデスクに立ちモニターを見ながらキャスター役を演じる。さらにこの部屋はガラス張りになっており、外にはベンチが据えてあり公開放送的雰囲気をかもしだしてある。小学校高学年の子どもたちの、台本に頼らない即興によるキャスターや、モーニングショーのようにキ

メディカルコーナー：人体模型を使って

メディカルコーナー：診療室での病院遊び

ャスターとゲストとの掛け合いを行うなどの、より高度な劇遊びにたびたび出会った。

C：演劇コーナー。このコーナーがいつも最も賑わっている。舞台は6メートル四方くらいのこじんまりとした空間で観客席も7～8人用ぐらいしかない。観客席はあるが、舞台が後方前方共にオープンになるようになっているので、演じる子どもたちは観客をあまり意識しないですむようになっている。このコーナーは衣装が大変充実している。種類・サイズも豊富で中学生の体格の子ども用まである。もちろん履き物も珍しい物があり見ているだけでも楽しい。ストーリーシアター用の台本が舞台袖のボックスにいくつも用意されており、集まった子どもたちはそれぞれ暗黙のうちに役割を決め自由に上演する。まさしく劇的活動の原点である。舞台幕の操作や照明の操作も単純そのものだが実に効果的に出来ている。メインの舞台の奥には日本的表現の四畳半空間が人形劇場になっていて、人形の種類もなかなか充実している。ここではよく同伴の父兄が年少の子どもたち相手に、思い思いの形で人形劇を行っている。

D：フィジカルコーナーはこの施設が屋内ということもあり、スペース的にも限られたものである。

演劇コーナー：劇遊びの打ち合わせ

フィジカルコーナー：車椅子によるバスケットボール

バスケットボール用小コートと迷路そしてストロボルームに分かれている。特筆点はバスケットボール用コートである。ここでのボールゲームは車椅子を用いて行う。なるほど車椅子でのゲームなら体育館のように高い天井も必要ないし、規定通りのライン設定もいらない。さらに子どもたちにとっては車椅子を必要とする人たちの様子を身体で経験出来る。特にフィジカルな事では個人差が大きいため、競争的心理が働く事をこのような場で避ける考えが強いアメリカならではの発想である。ストロボルームは日本で馴染みがあるかどうか分からないが、少なくとも私が日本にいた時はお目にかかったことがない。このルームは暗室ではないが、目がなれないと不自由するくらいの暗さである。四方の壁に特殊フィルムが施されていて、約15秒に1回の割りで、強力なストロボが発光する。このストロボ発光直後から次の発光まで人の影が壁のフィルムに焼き付けられる仕掛けになっている。子どもたちはストロボ発光のタイミングに合わせて身体でさまざまなポーズを作ったり、ジャンプしたりする。発光後の壁に焼き着いた自分で作った体の形をみてそれぞれに楽しんでいる。このコーナーは実は私もいつも子どもたちと

一緒になって汗をかいて楽しんでしまう。単純だが実に愉快な所だ。

E：造形コーナー。このコーナーは青山のこどもの城ほど規模が大きくないが、内容はほとんど同じと言える。壁キャンバスなど固定の造形施設以外は日替わりのテーマがあり、指導員のリードで子どもたちが取り組んでいる。組み紐やリースなどの題材の時は、子どもをそっちのけで父兄が楽しんでいるのをよく目にした。このコーナーで最も子どもたちに人気があるのはメイキャップ・コーナーである。たまたまここの施設では造形コーナーの中にあるが、ロサンゼルスのように演劇コーナーにある場合も多い。数多い種類の水彩絵の具と、プラスティック製の色紙やラメ粉、金銀の星型、カラフルなリボン等扮装に関するあらゆる物が用意されている。こちらにはハロウィンなどの扮装を楽しむお祭りがあることから、自分の顔や体に直接扮装を施すことはあまり珍しいことではないようだ。指導員が個別に丁寧にメイクを行うときはいつも長蛇の列が出来る。もちろん子どもだけでなく、親も一緒になって奇抜なメイクをして楽しんでいる光景をよく見る。

F：プレイコーナーには莫大な量のレゴが部屋中に散乱しており、好きな子どもはいつまでも組み立てを楽しんでいる。他にシャボン玉などの単純な遊具が用意されている。

G：パーティーコーナー。ここはちょっとしゃれたラウンジのようになっており、主に誕生パーティー用に使われている。週末は必ずといっていいほど誕生パーティーが行われている。予約をすればケーキ、パンチなどのサービスもあり、指導員がホストとなりなかなか気のきいたパーティー演出までしてくれる。

これらのコーナー以外に、ちょっとしたスペースを利用して、本物のタイプライターや電話機および交換機等が設置されており機械遊びも手抜かりなく出来るようになっている。

3.施設の必要価値

私は自分の子どものためと見学を兼ねて、何度となくチルドレンズ・ミュージアムに足を運んだ。初めのうちはわざわざここに来なくても市内いたるところに自然に恵まれた公園があり、特に南カリフォルニアの気候はいつも温暖でほとんど雨もないので、何も屋内のこういった施設で子どもを遊ばせることもないだろうにと思っていた。しかし、こういった施設がいつも賑わっている原因はいくつかあった。

〈社会環境〉

まず第一はなんといってもその安全性にある。キッドナップが日常茶飯事のこの国においては、保護者または監察者の目の届かない所へ子どもが一人で行くことは絶対にタブーである。最近のデータではキッドナップされる子どもの人気順位は白人ブロンド、白人そして東洋人(特に日本人、韓国人)である。こちらに来たての頃のエピソードだが、ある日友人家族と出掛けた際ハンバーガーショップに入り子どもがトイレに行ったが、別に手助けを必要とする年齢でもないので付き添わなかった。その時同行した友人が大変驚いて私に「なぜ付き添わないのですか」と尋ねた。友人から言われてハッとした。実にこのような場で突如子どもが消えるケースが多いのである。大慌てでトイレへ迎えに行ったのを思い出す。キッドナップをするのはほとんどプロなので、保護者は常に完璧に近い監察態勢を取らなければなら

ない。公園などにしても地域によってそこに集まる人種が異なる。きれいな所だからといって十分な下調べなしに立ち寄るわけには行かないのが現状である。さらに場所によっては、とても良い公園でありながら全く人気の無い所もある。これは最も危険である。不審者が突如近づいたりと何か起こった時どうしようもない。逆に人気のある場所、すなわち安全な所はそれなりの問題がある。さまざまな人種が集まるだけに持参の遊具の監察までしなければならない。

〈施設環境〉

第二は施設の設備である。日本の最新式の施設と比べると、これといった目新しい設備でもない。コンピューターやニューメディア等を駆使した時代の最先端を行く遊具を充実させているわけでもない。常に指導員が手際良く子どもたちの指導に当たっているわけでもない。しかし、来館する子どもたちは飽きることなく、それぞれが自分の納得し気に入った遊びを充実感を持って行っている。その原理は実に単純である。設備に徹しているところにある。指導員ともよく話したが、〝遊びとは何か〟〝どこから生まれるのか〟〝遊びから何が起こるか〟等々このへんのところを考えると、目新しい遊具やその他の遊具を操作するときに、指導員が必要とする物、立派過ぎる付帯設備は〝遊び〟にならないようである。だからといって子どもだましのニセ物であっては、遊びに〝リアリティ〟が欠けてしまい駄目である。結論的には単純な素材（ここでいう単純とは実生活に密接したという要素を十分に含む）と道具類の質感の高さが重要なポイントのようである。

〈心の環境〉

その他の要因としては、日常生活において、子どものための最新情報や最新式遊具に溢れ物価も安いので、それらの入手が非常に容易であり、自宅（生活レベルによって大きく異なる）にある程度溢れていることである。また最近日本語にもなった〝カウチポテト〟。アメリカでも〝子どもカウチポテト族〟が年々増加している。いわゆる余暇時間テレビの前のソファーに埋もれ、一切の行動を起こさない現象である。これらの自宅での遊びとここでの遊びを比較すると大きな違いがある。この違いについては多方面からの観察視点があるのでここではふれないが、共通する意見は〝安心感〟にある。この安心感とは前記の安全性ももちろん含まれるが、それ以外に保護者たちがここでの子どもたちの行動から発見する〝子どもらしさ〟への安心感である。子どもの行動を観て、〝子どもらしい〟から安心したというのもなんとも妙な話だが、実に現在の子どもの抱える問題を象徴した言葉ではないだろうか。

4. まとめ

今回はあくまでも概略の紹介に留まった。アメリカは市や群そして州単位で行政のあり方が異なるため、地域によって例えばこのチルドレンズ・ミュージアムのような施設のあり方が大きく異なる。さらに地域によって住人の人種も異なりそれによって文化までも異なる。日本では見つけることの出来ないこの国ならではのさまざまな問題を抱える中で、人間として〝子ども〟それ自体を考えた場合には、国境や人種の違いがないことを痛感する。特に〝遊び〟を取り上げる場合共通点は多い。チルドレンズ・ミュージアムでの活動を通して現代の子どものための遊びの施設やその指導法を改めて学ばされた思いである。

編集後記

本号と次号28号は共通の大きなテーマ、「変容する家庭と子どもの危機」、で編集することになった。本号では総論と内外の全体的な状況を扱い、次号では副題「児童福祉施設の対応」をつけて具体的レベルの実践事例を中心に編集する予定になっている。

社会の変動が激しい時期には子どもたちにとっての環境も大きく変化せざるをえない。そこで「子どもの危機」が訴えられる。古川先生が述べられているように今から30年前、高度経済成長期、1960年代中頃に「子どもの危機」が論じられた。いま多くの人々が感じとっている子どもの危機は、この特集のいくつもの論稿の中で触れられているように、日本的な条件を伴いながらも、ほとんど世界的といえる社会変動がもたらしつつある状況のなかに生じているといえるだろう。

社会の変動が家庭、家族のあり方を変える。そのことは子どもの養育の場の条件が変わるということでもある。従来の伝統的な家庭のあり方がすでに回復不可能なものであるならば、もちろんさまざまのかたちでの家庭の機能の強化の策は講じながらも、社会的にサポートする仕組みを積極的につくっていかなければならない。さまざまの社会で模索し試みられている実践、政策のあれこれは、歴史的にも経験のない事態に対する新たな対応の過渡期的な努力の姿というべきなのだろうか。

幼児殺害、児童虐待の記事がこれだけマスコミに登場するようになったことは十分に注目しておく必要がある。しかも、そうしたケースの増加が予想されるような社会的な雰囲気もマスコミをとおして感じておられる方も多いことだろう。マスコミが事件を殊更に書き立てる傾向のあることは否定できない。しかしまた、すべてをマスコミのせいにすることも問題の所在をあいまいにしてしまうことになる。激しい社会の変動期に、われわれ一人ひとりの大人が、基本的人権を所有する存在としての子どもを守る義務をどこまでも果たしていく、というはっきりとした意識と覚悟をもつことが強く要請されているのである。

このテーマについて専門家でもない私は、他の編集委員の先生方、忙しい中、御寄稿くださった先生方にただただ教えられるばかりで、いい勉強の機会となったことを感謝したい。

なお、新体制となった編集委員のもとで、若干のレイアウトの変更を行った。特集のガイドとしての巻頭の「ひとこと」、特集関連のデータページの新設などである。

（編集担当　後藤和彦）

〔編集委員長〕
福田垂穂
明治学院大学教授

〔編集委員〕
秋山智久
明治学院大学教授

後藤和彦
常磐大学教授

庄司洋子
日本社会事業大学教授

高橋利一
至誠学園園長

帆足英一
東京都立母子保健院
小児科医長

栗原實
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

（敬称略）

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年2回発行
第27号 1989年10月31日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-574-7408 郵便番号104
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2—1—28

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION